

が、いま先生のおっしゃいますように目標を、昭和何年に目標を置いてということ、新全線の中に沖縄をブロックとして取り上げる作業をいたします段階で決定をされてくることとでございます。私どももいたしましては、一日も早いことを期待し、努力をいたしたいと考えております。

○広瀬(秀)委員 その分は長官おいでの際いろいろまた聞きたいと思ひます。

次に、開発金融公庫の資本金の問題ですが、これは沖縄の琉球政府関係の金融機関あるいは資金特別会計、いろいろなものがありますが、そういうようなものの純資産を充てるのだということになっておるわけでありまして、それらを全部継承する純資産、これが資本金になるということなんです。が、どういふ状況になっているか。これは副長官でなくても事務局からでもけっこうですが、そして総体の資本金を幾らにして出発をさせるおつもりであるのか、その二点。

○砂田政府委員 お答えいたします。

いまお話のございました公庫が引き継ぎます権利義務のうち資本金とみなされます額は、琉球金、大衆金融公庫、それに琉球所属の五特別会計の資産の額から負債の額を差し引いた純資産、ということに相なっております。一九七一年会計年度、したがって一九七一年、ことしの六月現在におきまして、ただいま申し上げました琉球金、大衆金融公庫、五特別会計、その純資産を合計いたしますと、琉球政府の出資金が五十六億円となっております。それから民政府の出資金が九十七億円、それから積み立て金が九十九億円、これの合計から欠損金の三億八千万円を差し引きました二百四十八億円が本年六月現在の数字でございます。一九七二年会計年度中に沖縄が返還される予定でございますから、復帰時、私どもは四月一日を期待しておりますが、三月三十一日現在の残高というものは若干これから動くことが予想されるわけでありまして、十億内外ふえてくると思ひます。それから、法律に基いておりますように、初年度四十七年度に日本政府から新規の出資

をいたしますのは、私ども総理府といたしましては百五十億を要求いたしております。これは予算策定の過程でございまして、これは予算けれども、この百五十億と二百四十八億、これに十億内外ふえるであろうと予想される数字、これが初年度におきます沖縄振興開発金融公庫の出資金と相なるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、琉球金あるいは五特別会計、こういふところから二百五十八億、予算要求をされているのが百五十億としますと約四百四十億程度、予算が満額認められたとして大体そういうことになるわけですが、結局これは政府関係の金融機関でありますから、当初出発の際にはやはり資本金が中心になってこの金融公庫の貸し出し業務が展開されると思うのですが、そのほかにももちろん政府からの借り入れということも予定されるわけですが、この資金量、いわゆる資本金をまず中心にいた資金量を第一年度で、四十七年度四月返還ということ前提にしまして、四十七年度においてどれくらいの資金量を用意していかれるおつもりであるか、この点を次に伺っておきたいと思ひます。

○砂田政府委員 財投、政府からの借り入れは三百九十億要求をいたしております。これらを合わせた数字が大体事業を行ないます資金量、かように御了承いただきたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 それで大体資本金の規模、さらに政府からの財投資金を借り入れるということ、約八百億程度の資金量ということになるわけでありまして、この資金量でこの振興開発の仕事を十分まかなえるもの、こういうふうな想定をした根拠といふものは、想定をした具体的な資料というものはどのようになっているか、この点をまず。

○砂田政府委員 先ほどお答えをいたしました、二百四十八億、それに若干復帰の時点ではふえるであろう、かように申しましたのは、これは資産でございます、これがまるまる資金で流れのわけではございませんので、四十七年度、初年

度の貸し付けワークを六百五億の貸し付けをいたしたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 いま私が聞いているのは、六百五億ということだそうでありまして、どこにどういふように資金需要があるのか、それに対してどういふようにという積算の根拠といふものか、こ

ういふふうなことを資金計画を立てた根拠といふものがどういふところにあるのか、ということをお聞きをしております。

○岡部(秀)政府委員 六百五億五千万の内訳を申し上げますと、産業開発の資金貸し付けで四百五十億、五億二千万、生業資金貸し付けで二十六億、住宅資金貸し付けで百九億六千万、農林漁業資金貸し付けで六十億、中小企業貸し付けで五十三億、医療施設等資金貸し付けで九億六千万、それから環境衛生関係資金貸し付けで四十五億という内訳になっております。このまたそれぞれの細部につきましては、琉球政府がこれまで貸し付けておりましたところの需要状況、それから本土の各金融公庫の状況、それから今後のまた新しい需要等を勘案をいたしまして計上いたしておる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 このように一応の計画を立てておられる。その理由としては今日までの資金需要の状況ということと本土の状況を勘案をした、こ

ういふことなんです。琉球のどういふ部分が特別におくれている、したがってこれはかなり加速をさせてリードしていかねければならぬ、急速に発展をさせていかねければならぬ、このように非常に高い見地からの指導性の發揮といふものが、やはりこの中に含まれているわけですね。そういう点については一体どういふ考えを、どの面面で非常に本土と格差がある、これをできるだけ早い機会に本土並みに発展をさせていこうというふうな点で、最もその特徴的な面を幾つかあげていただ

きたいと思ひます。

○砂田政府委員 特にどういふ部門で沖縄がおく

れているかということ、それに対して重点的にどういふふうなことを考えているかという御質問でございます。まず、率直に申し上げまして、あらゆる部門で本土との格差がそれだけ大きいわけでございます。したがって、第二次産業の比率といふものを高めなければならぬための、それによって雇用吸収と申しますか、そういう期待を持つての本土からの新しい第二次産業の進出に対しても当然配慮をいたさなければなりません。沖縄の今日の産業構造といふものが中小企業の率が非常に高い。その中小企業の方々が相当高い金利で融資を受けて仕事をしておられる。そういうこと、中小企業の近代化促進のための融資、また住宅も御承知のように非常に高くてあります。したがって、非常に総合的にすべての面が重要で、私どももいたしましてはそれが重要なかという御質問にはちよつと答えるにたいがございませ

せん。本土の制度に移行するために非常に困る企業が出てくる、あるいは本土からたまたま本土産品といふものを輸入の状態が沖縄に品物が流れていっておるもので、いろいろな関税面での沖縄としての措置がございまして、そういうものが本土並みになったときに、競争力の弱い企業等があるものでありますから、そういう沖縄の特殊事情による融資、さらに基地経済に依存をしておられる企業、こういう部門に対しては、特に本土にはない新しい配慮をいたしておりますことは申し上げられることだと思ひます。

○岡部(秀)政府委員 なお補足して御説明申し上げますと、最近の一年間の現地沖縄の貸し出し状況を見ますと、二百億になつております。そこで、これは全般的におくれている状況でございます。これを六百億です。約三倍というところを、これを六百億として六百億といふことを考えた。大体、三倍ということだと十分じゃなからうかと思ひます。

それから、特に力を入れた点、ただいま副長官からお話し申し上げました点でございますが、特

に何といひしても沖縄の産業を考えますと、第二次産業が本土と比べて非常にへこみ方をいたしてゐる。これが今後の沖縄の産業振興ということを考え、それから雇用の吸収等考えると、何といひましてもこの構造を、第二次産業をレベルアップをすることではないと、今後の産業の振興とそれから就職というふうな点を本島内で片づけるということにしないと、ほとんどこちらに流動してきてしまふのではないか。その点で第二次産業に大きな力を入れないならならぬという点に特に力を入れておきます状況でございます。

○広瀬(秀)委員 いまお答えがあつたそれぞれの数字は、一覧表にして、当委員会にも審議の便を与えていただくように、資料として配付をしていただきます。次に、主たる事務所は那覇市に置くということになっております。従たる事務所が東京都に置かれるということなんですが、この主たる事務所と従たる事務所における業務の分け方、担当のしかた、役割の持ち方というものが、非常に現地沖縄では心配をされております。屋良主席も建議書の中で、従たる事務所貸し付け業務をやるというふうなことになるかと、これは本土関係のあるいは沖縄現地で相当大きい企業、飛び抜けたような大きい企業はこれの取引をほとんどやっつけてしまふということで、中小企業に回す分、あるいはいま対策局長官のほうからお答えがあつたように第二次産業が非常に今日特徴的に落ちくぼんでゐる、第一次産業の比率も本土よりはかなり高いけれども、特に第三次産業のウェイトが非常に高い産業構造で、これをバランスのとれた沖縄の——確かに日本唯一の亜熱帯地方だというふうなことから、観光産業なりサービス産業というふうな第三次産業がある程度ウェイトが高いことは、これは将来ともあるべき姿としてある程度納得できるのだけれども、あまりにも第二次産業のウェイトが低過ぎる、構成比が低過ぎるという、そういうことにそぐわないような形で、従たる

事務所がむしろ主たる事務所以上に貸し付け業務を、そういうむしろ逆行するような形で行なわれるのではないかと、いふおそれを、現在の琉球政府屋良主席が建議書でもそういう心配、危惧を表明をし、本土政府に訴えられてゐるわけなんです。したがって、この業務の分担というもので、本土の従たる事務所ではほんぼん貸し出し業務をかかひの部分やるといふようなことについては非常に危惧があるのだ、こういうことを屋良さんも言つておられるわけですから、これらを踏まえて、どういふようにやられるのか、われわれの見解からするならば、もう現地にこれだけのものをつくるならば、ほとんど現地でやれるというふうな形で何ら差しつかえない数だ、こういうふうに思うし、したがって、東京事務所というものは、これはもう各省政府関係あるいは関係方面との連絡調整的な役割だけではないのか、こういう屋良さんの建議書のとおりで考えるわけなんです、この辺のところは一体どういふようにお考えになつておられるのか、この点を伺いた

い。○砂田政府委員 いろいろこの点御心配のあるところでありまして、私どもの考えも明確に申すにいたしておきたいと思ひますが、主たる貸し付け業務というものは、沖縄におきまして本店並びに沖縄各市におきまして五つばかりの支店、こういうところすべてをやることにいたしております。ただいま広瀬先生おっしゃいましたように、従たる事務所、東京に置きます事務所というものは関係省庁との連絡、事直に申し上げますならば、原資調達を政府に依存する度合いが高まらざるを得ない、この関係の業務を従たる事務所でありまして東京で行なう、こういう考え方を基本にいたしておりますが、沖縄現地で御心配があるようでございますが、屋良主席の建議書も拝見をいたしましたが、この御心配はひとつも無にしないでいただきたいと思ひます。

そこでさらに総務部長のほうから那覇並びに東京のそれぞれの大体の組織をお聞きいただきまし

たならば、貸し付けは沖縄現地でやる、東京はそういう事務連絡だけだということとは十分御理解いただけたらと思ひますので、組織の大体の内容を簡単に申しますけれども、総務部長からお答えをしたいと思います。

○岡部(秀)政府委員 特に現地で全部の仕事が円滑にいけますように、那覇に本店がありましてほかには、那覇、コザ、名護、宮古、石垣等に支店を置きまして、十分その点現地の需要者に応ずるようになつてまいりたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 次に、公庫運営の衝に当たる役員の問題であります、理事長、副理事長、理事、監事等が役員であるわけですが、この人的構成、陣容を沖縄県民から登用する分、あるいは沖縄県の人たちはヤマトンチューといひますが本土の専門家をこれに充てる分と、この点はいろいろ配慮を——やはり沖縄の開発というものは沖縄県民の主体性というものがすぐれて尊重されなければならぬことであるし、いろいろ沖縄特別委員会でも自治権の侵害というふうなことがかなり、今度の復帰対策に伴う法制的な処置はかなりそういうおそれがあるではないか、沖縄の自治をむしろ侵害する、こういう面も非常に強いではないかという点も指摘をされてゐるところであります、こういうこと、これがまた本土陣営がほとんど要所を占めてしまつて、ほんとうにか細い声しか反映されぬ、この役員構成の中で、そういうことであつてはならないと思ひわけでありまして、こういう点についての配慮はどのようにいたす所存であるか、この点を伺ひたい。

○砂田政府委員 役員が六名でございますが、その中の何人か、先生おっしゃいますようなヤマトンチューにするか、沖縄出身の方を何名にするか、その数の区分はまだまだきめておりません。しかし、当然沖縄出身と申しますかそういう方に役員の中にお入りいただくかなければならないことであることは十分承知をいたしております、役員を構成しますときにその配慮をすることにいた

してあります。

なお、やはり公庫に沖縄の心が当然反映されなければならぬので、法律が公布されましたあとで各準備委員会にもこれはもういふ沖縄にありまして各機関の方々に御入りいただくことは当然であります、この点はまだ法律には書いてありませんけれども、協議会という名前になりますか審議会という名前になりますか、その点もまだ最終的に決定をいたしておりますが、公庫業務を側面から助けていくと申しますか、ある程度監督をしていくといひますが、そういう機関をつくることにいたしておりますが、その中にも振興開発法の中できめております審議会、これは国会で修正になつたことと申します、建議書の趣旨も生かし、国会の御意見も生かして、この公庫の関係の協議会的なものの構成も沖縄出身の方々にも当然入つていただけて構成をしていきたい、このように考えております。

○岡部(秀)政府委員 なお事務的のほうから見ますと、琉球開発金融公社及び大衆金融公庫を引き継ぎますが、これは全部権利義務を引き継ぎますので、職員全部引き継ぎますので、全部で百九十三名の職員がこの仕事に当たつておる、いま沖縄におきましてこの職員の、その人たちが全部こ

で同じ仕事をやるということになります。

○広瀬(秀)委員 ついでにお聞きいたしますが、この職員は沖縄の本店、支店を含めまして、大体何名になる規模でございますか。各本店、支店に分けて人数をはつきりさせていたいただきたい。

○岡部(純)政府委員 新しい公庫で予定いたしております職員は、二百三十二名の職員と、ほかに六名の役員でございます、二百三十二名に六名足して二百三十八名になります。そこでいま岡部長官から御報告いたしましたように、現地には百九十三名の一般職員、それから役員が琉球開発金融公社と大衆金融公庫との両方で十名でございます、すので、現地では役員まで入れますと二百三十三名、一般職員は、いま申し上げましたように百九十三名、それをそつくりそのまま引き取るといふ姿に

なります。

なお、先ほどの御質問に関連いたしましたして、この新公庫の職員二百三十二名の配置計画でございますが、まず東京のほうから申し上げますと、東京支店はそのうちで職員は三十八名を予定いたしております。これは資金ワーク確保とかそういうふうなことで最小限度必要なものでございまして、あとは全部現地でございまして、その中で那覇の本店には一般職員の中で七十名が、本店と申しますか、主たる事務所に配属いたします。そうしてあとは現地でそれぞれ貸し付け業務がございまして、本店以外にさらに那覇支店という組織になりますと、那覇支店が六十名、それから中部、北部、宮古、八重山という従来からの貸し付け体制もそっくりそのまま存続いたします。具体的に申し上げますと、中部で二十一名、それから北部で十四名、宮古で十五名、八重山に十四名という職員を配置いたしまして、貸し付けに遺漏のないようにいたしたい、こういうことであります。

○廣瀬秀委員 残余の部分は次回以降に持ち越しまして、以上でよろしいところは終わっておきます。

○廣瀬委員 竹本孫一君。

○竹本委員 最初に、政治的問題にもなりますけれども、事務的なレベルで御答弁願っておきたいのですが、大体、この間私もアメリカに行きました、向こうの感触ではほとんど圧倒的に七月ということになっております。日本の国内では四月ということに期待が多い。おそらく一月の佐藤・ニクソン会談のときに煮詰められるだろうと思うのですけれども、事務レベルでお伺いをしたいのだけれども、四月の返還には間に合うような態勢であるのか、あるいは事務レベルは何を目標にして一応作業を進めておられるか、それは四月目標に間に合うのか、また間に合わせる上において一番事務的に困難な事務処理の問題はどういう問題があるのか、これだけひとつお聞きしておきたい。

○砂田政府委員 アメリカからお帰りになったばかりの竹本先生の情報でございすけれども、私もといたしましては、四月一日返還というものを基本に考えて準備を進めておられますところをございす。おっしゃいますように、一月の佐藤・ニクソン会談で強くその復帰時期というものをこちら側からも要請をすることでもございす。それから、大体その時期に正確な見当がついてくるのではなからうかと私も期待をいたしておるところでございす。

それから、復帰準備のことにつきましては、対策庁長官から事務的なことをお答えいたさせます。

○岡部(秀)政府委員 この法律の附則に施行期日が書いてありますが、第一条に「この法律は、公布の日から施行する」ということで、復帰の前に公布いたしましたして、公布の日から施行するということにいたしております。そして「主務大臣は、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する」ということになっておまして、またその人たちは「公庫の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命され」、そして「主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる」ということで、復帰前に十分準備を整えるということにいたしております。

○砂田委員 いまの御答弁でございすけれども、私が聞いたのはもっと全般的な姿勢として、四月を要望する立場において、間に合いますか、また間に合わせる上においてどういう点で一番困難がありますか、こういうことを聞いています。

○砂田政府委員 今回の国会に提出をいたしておりますが、私も総理府から提出をいたしました法案全部に關係をしてくることでありますけれども、特に復帰に伴います特別措置の中に掲げておられます諸問題全部、非常に事務的には大きな事務量的な問題ばかりでございまして、それがといて、そのすべてがたいへんむずかしい問題でありますけれども、法律をつくりましますその前の復

帰対策要綱を閣議で決定を次々に三回いたしました。が、あの復帰対策要綱を閣議決定いたしました段階から、琉球政府等との連絡を密にしてお互いに四月一日に間に合うような事務的な準備を進めていくところでもございまして、日本側といたしましては、私は、四月一日返還で事務的な準備を完了できる、かように考えております。

○竹本委員 まあそれでけっこうですが、しかし、その実現の過程におきまして、事務的に見て、最終的には間に合うだろうけれども、非常な努力を要するとか、非常な困難な問題があるとかいう問題があるはずだと思ひますけれども、いまの御答弁ではそれがあのかないのかさっぱりわからないが、その辺はどうですか。

○岡部(秀)政府委員 いま副長官からお答えいただいたのですが、だいたい私も間にも合っていると思っております。ただし、事務的な面で見ていると、人員配置の面やあるいは営業体制の確立等いろいろ問題がありますけれども、特に帳簿、貸し付け方針等、まあいろいろとこまかい点でありますけれども、すでに關係の者を、それぞれ事務の点でおっしゃるような点を私たちも考慮いたしまして、すでにそれぞれの沖繩におきまして、この琉球開発金融公社、大衆金融公庫等の職員をこちらに兼務いたさせておまして、それと各官庁の關係の各公庫等の職員の方々の応援を得まして、それらをいま急遽やつておりますので、だいたいよろぶ私たちは四月までには間に合うという確信を持っております。

○竹本委員 何かないですか。

○砂田政府委員 竹本先生再度何かないかというお話でございすが、一つ私心配いたしておりますのは、沖繩開発庁というものが準備ができていくかどうか、これはもう法案の成立にかかってくることでございまして、これを一つ心配をいたしております。これはやはり予算の立て方というものを、各省予算を集めて、沖繩開発庁が設立できるというのを前提にして、一括予算を計上いたしましたして、各省の調整の仕事も、この開発

が設置できるということを前提にして要求をした予算でございす。それからさらに、琉球政府の職員をこの開発庁の現地事務局に相当数引き継いでまいるものでありますから、これは日本政府の側としてもまた琉球政府の側としても相当な準備が必要なのでございまして、これがただいま私自身の一番心配な点であるわけでございす。

○竹本委員 ちょっと公庫の問題は離れまして、一般的な問題を少し伺いたしたいのですけれども、この開発金融公庫に大いに活躍をしていただくためには、先ほど御議論がありましたけれども、その前提として、やはり沖繩振興開発について基本的な、総合的な計画がなければならぬ。これはあとで午後大臣に聞くべき問題かもしれせんけれども、事務レベルでけっこうですが、一通りのことを伺っておきたいと思うのです。

まず第一に、沖繩の土地については合帳がありますか。その合帳に書かれておられることは事実とどのくらい離れておられますか。それから、総合的に基本的な地籍調査をやるお考えでありますか。これだけのことを聞きたい。

○岡部(秀)政府委員 沖繩におきまして土地調査は一応簡単にいたしておまして、帳簿、公簿等あるものでございす。あるのでございすけれども、これは御存じのとおり、あの戦争の結果の状況でございまして、地形は全く変貌したという状況でございまして、その点が非常に正確を欠いておるといふような状況でございす。

その後三十八年でございまして、国土調査法に基づきまして、ずっともつとさらに今度は精密な調査をやっております。そして、その帳簿等はできております。これが大体五〇・七％現在でございまして、状況です。そして今後あとに残っております問題は、実は基礎關係等の一掃がしたいところ、これは中に入れませんから、それができておらない。これが残っております問題でございす。これを今後どういうふうにしていくかという問題につきましては、現在それをやるのについて国土調査法でやるのが一つ、それから不動産登

記法でやるのが一つであります。国土調査法でやりますと、これは最後には関係者の立ち会ひという事で決着をつけるということになりますので、それがなかなかむずかしい。そこでもう一つ考えられるのは不動産登記法でございます。不動産登記法でやるわけでございますが、登記法でやりますと、そうするとこれは最後に登記官が出ていまして登記官の権限でこれを判定するといふことができるのでございまして、これは、登記法のほうはその権限というのはいくらも限られた、あの広範な面積のところをやるといってまゝえにはなつておらない状況でございます。これは申請がありましたときに、どうもこれは食い違ひじゃないかというときに登記官が出ていってやるという補足的な状況になつておるといふことで非常にむずかしい問題です。

そこでこれを今後どうするかということにつきましては、国内法はございせん。それから、さらにいづれの方途をとりましても、最後はこの問題は訴訟の問題になつてくる、こういう問題でございます。そこで琉球政府のほうはこの問題を何回も話し合ひをいたしまして、琉球政府に土地調査庁という、約百名に近いところの職員がおりまして、これは相当のエキスパートでございます。そこで、この人々を分散しないでそのまゝの機構で置いて、そして今後この問題をどういふふうにしたら解決がつくのか、たとへば全然境界等ございせんものから、ただこれだけの面積なら面積を全部はかつて、その中に私はこれだけの土地を持つておりますというものをいふと、おそろくはみ出してくるという問題があるです。そうしたらはみ出した面積をどうするかという問題は、これはあとで案分比例をするとか、あるいはどこかほか土地を求めるとか、埋め立てをするとか何とかして、その点をお互いに何とか話し合ひをつけるということなんかが出てきたりするのですけれども、いずれにいたしましてもこの問題は十分に測量関係、学識経験者その他でじっくりと考えてどういふふうにしていく

かというふうによつていくべき問題で、ここでたゞ強権的なやり方ではやるといふことは問題が決して解決にいきませんので、今後どのように琉球政府及び各官庁と力を合わせて土地調査を進めていきたいと思つております。

○竹本委員 じつくりはけっこうですけれども、一体何年くらいの見通しで基礎調査ができるのか、それからそれをやるにいつての法的根拠はどうなつてゐるのか、それからその法と基地の中の問題等はどうか、その点はどうかですか。

○岡田(純)政府委員 それがむずかしい問題でございます。基地の中へはいま入れないのでいままでできておらない。それで今後復帰になりまして、その点、特にこれからの開発をやる場合において、これはいままでも何回も諸先生方から御意見がございまして、何回も振興開発計画を立てるにつかましても、土地利用の面におきましてもぜひともこれをやはり測量するといふこと、及びその解放といふことでございますが、これは今後外交折衝をいたしまして、基地の中に入れてもらふといふことでやつてもらふといふ折衝を強力にやつていくべきだと思つて、それについて法律につかましても、ただいま申し上げましたような国内法には関係はございせん。今後それをどういふ法律に盛つていくのか、あるいは盛つていかないで何かやつていくか、その点を今後研究をしていかなければならぬと思つて、その時期等、いつにできるか、終わるかといふことはいまではちよつと見当がつかまへんけれども、何とかこれを早急にやつていかなければならぬ不安定な状況が続くといふことはまことに私もしるくない点だと思つて、ひとつ琉球政府のほうと本土のほうで十分に早急に進めていくといふことをやらなければならぬと思つております。

○竹本委員 副長官、いまの御答弁でわかりましたように、たとへばわれわれから言へば、何も反対のための反対を考へるわけでも何でもありませんけれども、沖縄の総合開発計画を立てるといふよりなことになれば、まず第一に土地がどれくらいあるのかといふことだつて調べなければならぬと思つて、いまも御答弁があるように、スタートライン、出発点から非常にたいへんなデッドロックにぶち当たつておるといふふうに思つて、それから沖縄の問題は、たとえば公庫の問題で、こういう事業にはこういう金を貸す、こういう事業にはこういう金を貸すといふことはかりたくさん書いてあるけれども、まずその地ならしを考えた上合になる問題が、基礎調査がない。これから調査をやるにはどうしたらいいかといふこと、それからいろいろな困難を乗り越えて解決していかなければならぬといふことでございます。私はやはり沖縄の開発計画といつたようなものについてはよほど真剣に取り組まないと、最初にも私何かつたように、事務的にはたいした困難もないようなお話でもありますが、いよいよスタートしてみれば、もうスタートラインからつまづいてしまふ。第一基礎調査がないじゃないか。これは少し意地悪でがんばり始めれば幾らでも質問できますよ。しかしこのくらいでやめまされども、どうにも土地の面積さへよくにわからぬ、どういふ総合計画を立てるかといふ問題が根底にあるといふことをいま指摘したいのです。だから沖縄の振興開発計画のごとき、あるいはそれに応じて金を出すといふことだけれども、その土合がまだまじまじなかなかなむずかしいです、前提条件が整備していませんよといふことをほくはいま指摘しておるつもりなんです。十分御検討いただきたいと思つて。

これとあわせてもう一つ伺いたいが、これはもうほかの委員会でもいふ議論になつた問題ですが、いまある基地はどれだけの返還になるのか、面積の面であつてと云つてみて下さい。

○岡田(純)政府委員 私、申し上げますが、この問題は施設庁のほうが中心になつておりますので、私もわかりませんが、私の心得ておる数字

で申し上げますと、沖縄全体、総面積は御承知のように二千三百八十八平方キロでございます。この中で現在軍用施設区域に提供されておりますのは三百四十平方キロ前後といふふうに心得ております。その中から返還が一部なされて、いわゆるA表の施設区域になりますのは三百平方キロを割つたところといふふうに心得ております。

○竹本委員 もう一度数字で結論だけいいのですけれども、大体全体の何分の幾らが残つて、何分の幾らが今度返還の時点で返されるということになりますか、その割合をちよつと。というの

は、数字を見るところどころ違ひです。だから正確なことを聞きたいと思つて聞いています。

○岡田(純)政府委員 パーセントにつきましては、現在軍用施設区域になつておりますのは一四〇、それに対してA表の施設区域になりますのは二・三〇といふふうに心得ております。

○竹本委員 だから面積で基地の全体の何%が返ることになるのですか。

○岡田(純)政府委員 したがいまして、その差の、解放といふか、返還予定、C表は二・一%です。

○竹本委員 基地全体の二・一%が返る、こういうことですか。返るパーセンテージが二・一といふことになるのか、その辺ちよつと。

○岡田(純)政府委員 私、申しました二・一%というのは、全体に対する比率でございます。

○竹本委員 そこでこれはいまの土地の地籍調査の問題と関連して基地の問題がある。それがほとんど問題にならない割合しか返つてこないわけですから、この基地が何年に返されるか、どうなるかという問題は、特に政治性の強い問題でございまして、これはやめまされども、開発金融公庫が大いに積極的な機能を持つてやつてもらふといふことのために、総合的な開発計画といふものが立たなければならぬ。それはさうです

ね。ところが総合的な開発計画をやるについては、土地の調査にしてもあるいは基地の返還等の

問題にしても、大体一番最初の地番というものはつきりつかめなければならぬ。そうすると私が心配するのは、いまのようなデータが不十分であるとかあるいは条件が不安定で未確定であるとかいうことを前提にして、なおかついかなる総合的開設計画が科学的に打ち立て得るかという点がほかには非常に問題であると思うのです。その点についてのお考えはどうですか。

○砂田政府委員 先ほど広瀬先生にもお答えをいたしました点でありますけれども、総合的な明確な数字をあげての開設計画というものは、竹本先生御承知のように、振興開発法に基づいて振興開発計画の原案を沖繩県知事がお出しになりました。審議会にかけた上でその計画を政府が決定をする。さらに新全線の中に沖繩を一つのブロックとして取り上げて、新しい新全線をつくっていく。経済社会発展計画もそれに基づいて変わっていく。その段階で具体的なものはきまってくるわけでございます。ただそれは復帰以後進められる作業であって、それでは復帰の初年度の四十七年度の予算をどうするか、それが何を要する予算であるのかということになってまいります。振興開発計画というものの具体的な決定があとになってくる。その振興開発計画というものは、御承知のように、沖繩県知事が原案提出権を持っておられるわけでありまして、当然四十七年度予算を決定いたします段階ではそういうことがきまっています。ただ日本政府と琉球政府の間でいろいろな意見調整をいたしました結果、振興開発計画の中に当然盛り込まれるべきであろうという事業の中の一部、そういうものについて四十七年度の予算要求をしていくわけでございますし、またそういうことに関係をしたことについての金融面の受け持ちをこの金融公庫でやろうとするわけでございます。振興開発計画というものは、振興開発法の中で御承知のように十三もの柱を立てた膨大な総合計画でありまして、四十七年度の予算といたしましては、また四十七年度の金融的な公庫の措置といたしましては、当然この開設計画の中

に将来含まれているであろうその一部分について、初年度でスタートをしようとするものであります。

○竹本委員 いま知事が振興開発計画を立てるとか新全線がどうだとかいう御答弁がありました。そのとおりだろうと思います。ただ私がここで指摘をすることは、沖繩の県民に対してもあるいは日本の国民に対して、沖繩が返還される、さればたらあと引き受けたというふうな形で総合開設計画が立つんだ、またその総合開設計画に依拠して開設計画公庫もすべてを一元的に大いに活躍をして助けていくんだ、こういうふうな言われますと、先ほどの話じゃないが、話はきわめてスムーズにいくようでもあるし、また非常に至れり尽くせりの計画がきわめて科学的に打ち立てられるように国民も期待するだろう、沖繩県民も期待するだろうと思うのです。しかし、事実はそんなに簡単で、さしものではないのではないかと。そういう意味で、これは非常に極端な失礼な言い方かもしれませんが、いろいろな考えられるもので、しかもいままでのものをここから始めていく。事実それしかならないと思うのです。そういうことにすぎないんだから、何といいますが、あまり誇大広告みたいな、総合開設計画を立てるんだ、これで全部解決するんだ、こういうふうに言われることは、県民あるいは日本の国民にたまたまに過大な期待を持たして惑わすことになるという事になりはしないか。それよりももう少しじみ取り組み方のほうがいいのではないかと。何かわれわれは新聞だけを読んでも、沖繩の問題はあしたにも解決するようないわれておるとか、考えさせられるような新聞面ですけれども、実際はそういう開設計画というものはそう簡単に立ちません。いま言ったように、土地の調査だつてろくにできないじゃないか。基地がいつ返るかかわらないじゃないか。こういうことを考えると、そう簡単に、開設計画だとか開設計画公庫で万事引き受けたというわけにはいかないということで、誇大

広告にならぬように、そしてまたあまり勇み足にならないように、取り組みはきわめて慎重に、じみに、堅実な足取りでやつてもらわなければならぬのではないかと、こういう点を私は指摘しておるのです。

それで極端に申しますと、誇大広告の問題は別にして論じても、私はこれは予算委員会でも申しましたけれども、一番大事なところ、一番いところ、基地で押えられておる。その残りのほうを中心にした開設計画でしよう。だから、ことを非常に悪いにええ残飯計画だといふんです。残飯総合開設計画です。いいところはみんなとられちゃって、まわりのほうだけを幾ら開設計画を立てようが、総合計画を立てようが、それでどうして沖繩がよくなるか。だからわれわれがいま取り組んでいるものは、残念ながら事実においては残飯総合計画にすぎないんだというのです。ほくは、計画の限度と限界というものを一応国民にも、またお役人にも明らかにした上で取り組まないと、誇大広告をやらねばという意思があるとは思って思いませんけれども、結果として見れば非常に行き過ぎに誇大広告になって、あるいは国民からいへば過大期待を持たせるということになりはしないか、こういうふうな心配をいたしますが、いかがですか。

○砂田政府委員 竹本先生御議論の総合開設計画というものは非常に困難なことだ、特に土地の問題を具体的に取上げられて御議論になりましたことは、私は現実論だと思えます。そのとおりだと思います。したがって、私も誇大広告をする気持ちは毛頭ございません。消費者行政を担当してきた私は、誇大広告は絶対にいたしません。ただ、そういう困難な中におきまして、将来復帰の後においてつくられていくであろう総合開設計画の中の一部だけでも現実的にスタートしようという私どもの金融公庫法もまた、私は現実的な立場に立った提案だろうと思っております。ただ、先生のおっしゃいましたような困難は私も承知しておりますし、さらに基地というものがい

まのままだと未来永劫続くとは私どもは考えておりません。総理も本会議で国会の御決議にたえて所信表明いたしましたとおり、基地縮小の努力は大いにやつてまいらるわけでございますから、また本土の終戦後から今日までの基地の態様を見てみましても、私どもは期待、希望をもってこれに取り組んでまいりますので、誇大広告する気持ちは毛頭ございません。私どももいたしまして現実的に仕事を進めておりますことは、御理解をいただきたい点でございます。

○竹本委員 いま沖繩に關して五カ年計画があれこれいわれておるようであります。現在いわれている五カ年計画は、数は幾つあります。

○岡部(秀)政府委員 道路、港湾、航空、治山、海岸、漁港、下水道、治水などだと記憶しております。

○竹本委員 全部で幾つになりますか。

○岡部(秀)政府委員 八つであります。

○竹本委員 これもいまの計画を立てる——当然事務官僚が良心的に立てなければならぬ問題だと思えますから、それはそれで結構です。しかし私が言うのは、先ほど言ったように、いま沖繩でできる限界、いま日本の政府としてできる限界というものを踏まえた上でよほど慎重に考えてもらわぬと、何でも計画がどんどん出てきて、そして沖繩は一べんにあしたからよくなるというふうな先ほど言った過大期待の計画になつていくというのを心配し、同時に、あまりにも官僚的、事務的レベルだけでそういう問題を考えるというよりは、もう少し総合的な、政治的な検討が要るのではないかと。私は私は指摘するわけでありまして、八つでも決して少なくない。それを一体どれだけのうらふにまとめ上げていくのか、これからの問題でございますが、そう簡単な問題ではないというふうに私は思うので

そこで、もう一つ総合的なことを伺いたい。一体沖繩の経済というものは、いま日本の内地に比べて何年ぐらいの立ちおくれがあつて、何年ぐ

らしい計画においてこれをいわゆる本土並みにしようとしておられるのか、その辺を伺っておきたい。

○岡部(秀)政府委員 これは今後の計画を精密に立てないといけないのですが、まあ大ざっぱに私たちがいま常識的に考えているところで見ますと、やはり五、六年おくられている状況がございすので、私たちがいたしましては、振興計画におきましては約五年の間に産業基盤等につきまして本土レベルまで何とか持っていきたいという考え方を持っております。

それから先生、先ほど八つ申し上げましたが、なお住宅と農業基盤整備と清掃施設と交通安全、これに計画がございす。

○竹本委員 十一ですか。

○岡部(秀)政府委員 十二でございす。

○竹本委員 もう一つ、これに関連をして。まあ五年おくられておる、あるいは五、六年おくられておる、これを御努力によって追いついていくというのだけれども、これはわれわれもいま大蔵委員会で藤井さんも御一緒に沖繩にも行った。そのときにもいろいろ御意見を承ったのでございす。

が、その沖繩の、本土並みに持っていくという持っていく方の問題ですけれども、たとえば農業の位置づけ、中小企業の位置づけ、サービス産業の位置づけ、こういう問題について私が現地で承った空想からすると、きわめてずさんな、あるいは希望的な意見を述べておるにすぎない。はたしてそれだけの科学的検討が行なわれておるかというところについて私は非常に疑問を持っています。帰ってきて、そのままだってあるのですが、いま当局で考えておられる五カ年間に本土並みに持つていく、それは何をてこにし、何をバックボーンにして、どういふふうな産業配分を考えながら持つていくというのであるか。これは開発公庫の活動分野にも直接関係しますが、その産業の内部の構成、産業構造、経済構造はどういふものを描きながら開発公庫も金を貸し、総合開発計画も打ち立てられるのか、その辺をちょっと伺いたい。

○岡部(秀)政府委員 おっしゃいますとおり、いままでも国会でいろいろ議論がなされて、それにつきましてもいろいろと応答されたわけでありますが、これは一にかかっている振興開発計画を出してここで検討をするわけがございすから、いまからの仕事でございす。それについて沖繩の県でもって作成をしたのを土台といたしまして、振興開発審議会におきまして、学識経験者、各省の職員を加えてそこでいまから練る問題でございすので、それをいまここで先生に具体的に、こういう数字に基づいてこういう計画だということをお話してございせんことは残念です。これは必ずりばな計画を関係者で力を注いでつくっていくということにございす。

○竹本委員 計画はいろいろあるものをいまから練るんだ。まあそれとおりでしよ。しかし、この開発公庫は返還の日から金を出して事業活動を始めるわけでしょう。あるいは事業活動を助成していくわけでしょう。そうすると、その間に大きなギャップとてこぼれがございせんか心配しますが、どうですか。

【委員長退席、山下(元委員長代理着席)】

○岡部(秀)政府委員 その点は実は私たち、まあいままで援助計画もやっておりますし、それから琉球政府におきましても十カ年計画というのを立てておりますから、おそらく琉球政府、沖繩県がこの計画を立ててくるのについては、いままでつくりましたその十カ年計画をどう修正していくかという問題、大きく修正する問題点等もたくさんございすけれども、大体そのような資料、及び各省庁でそれぞれ本土の諸事業をやっており、沖繩の現状を見ておるときに大体の目安というものをつくし、一年度において大体その見当をつけて予算等を要求しておりますような状況でございす。

○竹本委員 ところが、その従来の計画、十カ年計画がある、こういうお話で、それらを基礎にしている、われわれが行ったときにもお話を聞いたけれども、それが非常にあやふやであ

るということをばくは言っているわけですね。だからそれに沿ってこれからの計画は十分練っているんだ、いまあるやつは従来のもので大体のものがあるから、それに沿って金を貸していこう、こういうような場合ですけれども、その従来の計画そのものにどれだけの科学的な総合性があるか、根拠があるかということについては、私はきょうは詳しく言いませんけれども、疑問がある。だからそういう問題を未解決にしておいて、そして一方のほうの事業は——もちろん金は貸していかなければ生活もできない人もおるわけですね。事業も動きまされけれども、しかし基本的な、たとえば石油化学なら石油化学等の問題についても、あるいはレジャー産業のあり方等についても、それから農業の位置づけについても、私は、少し専門的に突っ込んで聞けば直ちに矛盾が暴露されるような話しか、簡単に申しますと向こうで聞かされた。そういうものを基礎にして大体の計画があつたんだからそれですべっていくんだ、こういうことになる、将来の沖繩の総合的な開発計画のために非常に遺憾な点があるという点がある。ですので、これは警告をするということとどめをおきますけれども、大体の計画といったものがきわめてあやふやなものであるということを、論証はきょうはいたしませんでしただけども、私は印象として持つておりますので、できるだけ早くりばな総合計画をつくつてもらいたい。これはまた、いま言ったような非常に不確実、不可能な条件が多いという御苦勞もわかりまされども、何としてもそれを早くまとめて、その線に沿って沖繩の開発をやらなければ、開発の事実のほうからいって、金とどんどん貸して、あとから総合計画でこれは失敗だったということになると、たいへん悔いを残しますので、御留意を願いたいということであります。

そこで、この法案に関連して少し伺いますが、政府関係金融機関、政策金融機関というのは、日本におきましてももちろん民間にいろいろ金融機関がある、それについて大体補完をする、補つ

て、足らざることを全うしていくのだというところが、政府金融機関、政策金融機関のあり方であるというところが日本においては常識になっております。そのこと自体についてもわれわれは非常な疑問を持つておるのでございす。この沖繩の場合にも、やはり補完を中心に「一般の金融機関が行なう金融を補完し、又は奨励するとともに」ということが、この開発公庫にも書いてある、考えてあるように思いますが、私はそれはだめだと思ひます。というのは、日本の内地においてすらも、たとえば中小企業なんというものにいままでのような金融機関、政策金融機関が補完をするというところでは問題が解決しないので、矛盾が拡大されておる。ことに沖繩のように原資的な蓄積はない非常な困難な条件の中において本土に返つてくる、そういう条件の中で一般金融機関しつかりやつてみる、足らないところだけわれわれが補いましようといったような補完機能に役割りを限定するということでは、かりに総合開発計画ができ、それに応じて沖繩経済のレベルアップをしようというときに間に合わないと思ひます。この補完というところに非常にとらわれるわけですが、お考えはいかがですか。

○砂田政府委員 沖繩の将来の民間金融機関がどういふ形に変革をしていくか、こういう問題をやはりひとつ、別のところの問題があるわけでありまされども、少なくともこの公庫のスタートの時点におきましては、本土でいいますところの、先生がいま例にとられた中小企業金融などの九割を民間金融機関がこれをやつて、あとの一割ぐらを三機関が見ていく、こういう補完ということばでは、沖繩の場合は中小企業にいたしましては何にいたしましては回っていかない。金融公庫のスタートいたしますその時点では、補完ということばではあり得ない、むしろこの公庫が中核的な政策金融機関として沖繩のあらゆる産業の金融を主眼的に見ていく、こういうふうな立場をとることに相なると思ひます。

○竹本委員 たいへん前向きな御答弁のようでございしますが、ぜひひとつこれは内地と違うわけですから、条件も違うわけですから、単なる補充という従来の考えを延長しただけでは沖縄の問題は解決しないということをひとつはつきりさせて御努力をお願いしたいと思います。

それに関連して、今度の開発公庫の資本金の問題にも先ほど御議論もあつたようですけれども、いままである開発金融公社とか大衆金融公庫の所有権、義務を承継する、そして大衆資本金ができるということのようですね、それは一体どれぐらいの金額になるのかということが一つ、それから「予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができ」というのだけれども、それは本年、来年、どういうことを考えられるつもりであるかということも聞きたい。

○砂田政府委員 先ほどお答えをいたしましたのが、引き続き資本金とみなされる額というものは、琉球開発金融公社、大衆金融公庫、それから琉政の五つの特別会計、これの純資産でございます。一九七一年度会計年度、したがって、ことしの六月におきましては、この総計は、琉球政府の出資金が五十六億、民政府の出資金が九十七億、積み立て金が九十九億ございまして、この合計から欠損金の三億八千万円を引きました二百四十八億円が承継をするべき、また資本金となるべき数字でございます。四月一日を復帰といたしますと、これに大体十億前後さらに上のせされるだろうと考えております。それから四十七年度の本土政府の出資を、私どもといたしましては百五十億要求をいたしております。予算編成の段階でこれは決定をされていくことでございます。それから財政からの借入れを三百九十億要求をいたしております。六百五億の融資を四十七年度にやりたいと考えておりますので、いろいろな私どもが構想として持っております融資条件に当てはめて考えてまいりますと、九億ばかり不足をいたすわけでございますから、ただいまの百五十億の出資、三百九十億の借入れのほかに九億の補給金

を要求をいたしております。

○竹本委員 大体わかりましたけれども、問題は、はたしてそれで沖縄の県民の要請にいわゆる十二分にこたえ得るかどうかという問題でございますが、もう時間が私、予定がございまして、今後の御努力を期待するというところでやめておきたいと思つて、問題はそれらの融資の条件です。業務方法書の中に書かれることだろうと思つて、業務方法書に書かなければならぬことになっておるが、その利率、償還期限、据え置き期間といったようなもの、それから貸し付け金額の限度、償還の方法、担保といったような問題、総じて沖縄における公庫の融資の条件というものは、沖縄の特殊事情にかんがみてどの程度の特別な考慮をされるのであるか、またその特別な考慮は何年間でいられるつもりであるか、この点をひとつ……

○砂田政府委員 本土の各公庫の融資条件、沖縄でたまたま行なわれております各種金融の融資条件、こういふものを検討をいたしまして、大体において沖縄の金利のほうは安うございします。そこで、本土にありまして今回この金融公庫に一緒にあります各公庫、この融資条件から、沖縄で行なわれております現行の融資条件に合わせていきたい、このように考えておりますが、こまかい数字につきましても、事務局のほうからお答えをいたしたいと思います。

○岡田(純)政府委員 それでは、現在の大蔵省に要求しております考え方でございますが、考え方の基本は、いま副長官の言われましたとおりで、そのいう前提に立つて、どういふような要望をいたしておるかということと、代表的な点について申し上げたいと思つて、産業開発資金のなものとしましては、現行沖縄で七分五厘でやっております。それから貸し付け期間は現地で十年ないし十五年となっております。したがって、新公庫でも七分五厘、もつともこれは標準金利につきましてでございますが、それからなお、本土の貸し付け期間はより長いものもござい

ますので、そのより長い線に合わせまして、十年ないし二十五年という、ものによりましてけれども、そういうところでいま要請いたしておる、こういうことでございします。

いま一つの住宅資金につきましては、現地では住宅特会が五分五厘で融資いたしております。本土のほうも住宅問題非常にございしますので、ものによりまして、個人住宅で五分その他五分ないし六分五厘という見当で現在大蔵省と折衝しておるというところでございします。なお御質問がありますれば…… 大体そういう考え方をもち、現地と本土と両方勘案いたしまして、最も有利なように配慮いたしておるわけでございます。

○竹本委員 融資の問題はあとでいろいろ御議論も出ると思つて、最後にもう一つだけ、宅地債券を発行するという構想があるように思ふけれども、それはどういふお考えか、ひとつ構想のあらましをお話し願いたい。

○岡田(純)政府委員 これは規定にそう書いてありますけれども、今後の問題で、すぐにこれを発行するかどうかをしない、今後の状況等を見合せてやっていきたいと思います。

○竹本委員 終わります。

○山下(元)委員長代理 藤井勝志君。

○藤井委員 竹本委員から問題の指摘がございまして、私は関連をいたしまして、二点お尋ねをいたしますが、このたび沖縄振興開発金融公庫法案が初めてこの大蔵委員会に審議されることになりました。時間的に非常に短い日程において結論を出すなければならぬ、このように思ふわけでございます。したがって私は、この公庫は非常に地元への要請にこたえ、いわゆる政策金融機関を一元化して強力な産業開発をやる、こういうことでスタートしたことは、先般長官から趣旨説明をお聞きしたとおりでございます。したがって、私も実は現地に行きまして、本土並みというのだから、各機関が別々に地元へ行く、商工中金なり国民金融公庫なりいろいろ行くのだというふうに地元には思われているのではないかと感じてお

たところ、そうではなくて一本化したい。これはやはり先ほど総理府の副長官もお話がございましたが、沖縄の産業基盤というものは非常におくれている、こういう特殊事情を踏まえて、そういう地元からの提案があつて、このような公庫が発足をした、こういうふうに理解するわけでございます。沖縄の立地によって特殊性があるという、産業基盤がきわめて未整備であるというところは、それだけ産業方面からいって原価が高くなるというところに当然なりまして、沖縄は風土的には台風常襲地帯で、同じ建物を建てても元がかかるというところは常識的に理解できる。しかも本土と一体化で、本土から原料も送り、できた製品は本土へも送り海外へも出すということで、将来産業面、経済面を中心に考えると、やはりこの際よほど思い切つた公庫の業務内容といふべきか、貸し付け内容というものが実行されなければ、まさに面龍点晴を欠き、それが羊頭狗肉ということになるのではないかと心配をいたしますから、私は、この二十二条、先ほど質問がございました業務方法書ですね、この問題を中心に御尋ねをいたします。

この問題に関連して、長官からの先般の趣旨説明でございますが、この業務方法書で貸し付け条件は定める。「その条件の設定にあつては、沖縄の現行の貸し付け条件及び本土各公庫の条件を勘案し、沖縄の産業経済の発展をはかるため、でき得る限り有利な貸し付け条件を設定することにしたい」と考えております。こういう表現であります。私、ちょっと気がかりなのは「本土各公庫の条件を勘案し」というこの辺で足を引っばられてはいけないということを非常に心配する。大蔵省はやはり金利体系ということをよくいわれる。そのこと自体、私は決して否定するものではない。しかし、沖縄の産業基盤の特殊性という問題、いろいろな経済条件の特殊性、立ちおくれ、従来の発想を前提にして、本土の公庫の金利体系との調整というところに重点を置くと、結局せつか

くつくつても利用できない開発公庫になつてしまつては困る、こういうふうには私は非常に心配をいたすわけでございます。このような説明は、本土各公庫の条件を勘案し、ということは、一応常識的にはわかるけれども、やはり五年とか十年とか経過措置をもつて、税制の場合も経過措置でやつておるわけですから、経過措置をもつて、私は本土と条件をそろえるということがあつてしかるべきであつて、初めから本土の融資条件に足る引つぱられて、公庫の融資条件が現地在利用できないようなことになつてはならぬと深く私はこれを心配する。

そこで、これは総理府のほうの立場と同時に、きょうは大蔵省の諸君も来ておられるが、一つ私は具体的に問題にぶつかつてゐるのです。これは通産省のほうから聞いているその問題もありまして、時あたかも四十七年度予算編成中でありまして、先ほど副長官のほうから具体的な数字が出て、出資百五十億、財投三百九十億、補給金九億、こういう具体的な数字が出ております。これがあつて、ある程度きつちとなれば業務方法書でいろいろなことをいつたつて、それこそいつくつて魂入れずといふことになるわけなんです。私は一番この公庫発足にあつて業務方法書の中身と、これを要する出資、財投といふものが中心でなければならぬと思つてゐるわけですから、これに對してまず総理府のほうから、それから大蔵省関係の諸君からひとつ私の意のあるところを御理解いただいて御答弁願ひたい、こう思ひます。

○砂田政府委員 先ほどお答えをいたしました数字で大蔵へ要求をいたしておりますといふことを申し上げたわけでありまして、沖繩県の方々にかけをしてきた苦難、これに報いるといふのが政府の基本的な姿勢でございます。それだけに沖繩の県民生活を高めるその基盤になりますところの産業経済の発展のために、そういう心持ちで私もこの要求をしたわけでございます。大蔵当局と申しますか、財政当局もそういう理解をしておられることを私もいたしましては期

待をしておるところでございます。

○松川説明員 ただいま業務方法書の具体的な内容についての御質問でございますが、この点は藤井先生より御案内のとおり、ただいま予算の折衝中でございますので、具体的にどうなるかといふことは御説明する段階には至つてないのでございしますが、全体を通する考え方で、本土にも金利体系があるから、それでちやうど引つぱるな、先生の御発言の趣旨がもしそういうことでございすれば、私も沖繩の地理的な特殊性、経済的な特殊性、その他は十分理解しておるつもりでございます。したがつて、その点は可能な限りの調整はしていきたい。ただ、可能な限りといふのが、沖繩で現在行なわれております金利をそのままこちらに引き継ぐかということになりますと、やはりその点は本土の各公庫を通じまして、一応の金利体系といふのがございまして、これを勘案しながら調整はしていかなければならぬであらう、このように考えております。

○加藤説明員 ただいま銀行局のほうから御答弁がございましたが、何せ予算の編成作業をやつておりますので、どうも歯切れが悪くなりますが、一つは内地におきます政府関係機関の出資金の問題でございますが、たとえば開発銀行二千数百億になつておりますが、人口でみますと沖繩が大体一％ぐらい、開発銀行は全国でやつておりますので、これについてみますと、大体二百九億ぐらいになりますか、先ほど対策庁のほうからお話がございましたが、一公社、一公庫、四特別会計を合わせますと、沖繩公庫が大体二百五十億ぐらいになるわけでございます。こういうふうな、一つの県に公庫をつくるわけでございますが、政府関係機関である以上、やはりバランスがあらうかと思つてゐます。もちろん沖繩の地域格差の問題、それから戦後非常に御苦勞され、急速に本土の生活水準まで追いつかなければいかぬという問題、こういう問題がございしますので、いたすにバランスを議論するわけにはまいりませんし、できるだけのことはしなければいかぬと思ひますが、そ

ういふような問題が一つありますかと思ひます。その次には、貸し付け規模にもかかわつてくるわけでございますが、金融機関である以上、経費の収支計算と申しますか、利回り計算と申しますか、そういう角度からの計算もやる必要があるのではなからうか。沖繩に對する政府のいろいろな姿勢といふような問題、それから政府関係機関としてのバランスといふような問題、それから個々の金融機関としての収支の問題、そういういろいろな観点から出資金の百五十億要求を受けたいと思ひます。歯切れが悪うございますが、何せ予算編成中でございますので、こういう程度で御許しをいただきたいと思います。

○藤井委員 松川審議官、加藤主計官の御答弁、お立場上、また現在の時点では私はまあやむを得ないと思つてゐます。ただ、姿勢について、もうちょっとお尋ねいたしますが、念を押しておきたいと思つておるわけですが、私は具体的な例といふのをちよつと申し上げますが、アルミ精錬事業が出ようといふので、操業開始は四十九年の四月です。朝日新聞で私は見たんです、もう相当前ですが、これは沖繩の産業開発の中の基幹産業として私の知つておる範囲では最初のケースではないか。石油精製なんか一時あつたけれども、これは別として、基幹産業らしい産業としてはアルミあたりが目玉商品ではないかといふふうに思つてゐたわけですが、それが聞くとところによると、総理府あるいは通産省、所管大臣レベルでは、進出企業に對して、融資条件においては特別な計らいをするといふ話で事が進んでおつたところが、具体的にいよいよ話が詰まつて、どういふ融資条件でいこうかといふことになつて、幾ら沖繩のためといつても社会福祉事業ではないですから、やはりそれはいかぬといふことでいま停滯しておる。それで金利四〇の、融資比率八〇ですか、この辺はまた通産の間をとつて融資比率はもう少し下げるとか、多少はいろいろ間へ役所も入つてゐるという

ようなことを聞くのです。こゝろ辺について、やはり私は弾力運営といひますか、いま加藤主計官が言われたように、頭割りにして、全体の資金量からいふと、開発銀行とかそういうことのパラメータ論とかいふようなこともありますよ。しかし私は、税制において経過措置で特別な扱いをしたことと、まあ五年ないし十年、そうしてそう一ぺんに全部が押し寄せるわけじゃございませんから、ケース・バイ・ケース、具体的に特殊事情を考へて、沖繩には総理府が窓口として直接掌握されてゐるのですから、総理府、それから通産関係なら通産省ですね、こゝろいつたところと相談しながら個々のケースにおいて便宜をはからう、業務方法書はひとつ弾力的な運営ができるような中身をやつていく、こういう配慮があつてしかるべきだと思つてゐます。これは決して全部体制をくずすといふ意味ではなくて、そうして五年先か十年先には本土並みになる、こゝろいつたことに持つていくためにはやはりそのような配慮が必要ではないか、こゝろ思つてゐるのですが、何ぼこゝろやういふ答えはしにくいにしても、そういう配慮は検討の価値があるかないか、これは大蔵省側からひとつお答えを願ひたい。

○松川説明員 個別、具体的なケースになりますと、私も非常に答弁、御説明はいたしにくいわけでございますが、たとえばいま御指摘のようなケースにつきましても、一体その原因が現在の非鉄の市況が悪いからそのせいでペイしないのか、その他いろいろな原因があらうかと思ひます。そのうち一つは、国といたしましてそこに何らかの施策を講ずるといふことでございまして、金利、これは政府関係の特別な金融機関における金利でやるのがいいのか、そのほかの特別な手だてがあるのか、その点もいろいろ検討しなければいけないのではなからうかと思ひます。そこで、業務方法書自体に弾力性を持たせるといふ考え方でございしますが、私もその立場から申しますと、場合によりましては弾力性があることが、いろいろ政府関係金融機関の業務を行なう上

につきましてかえつて不公平を招いたりその他不都合なことも起こり得るのではないかと感ぜざるを得ない。たゞいまのケースが救えるように弾力的にかけるといふことになりまして、現在の段階では、私、ざつぱらに申し上げておきます。ただいま先生の御指摘の四〇という金利でございますが、私もこの沖繩公庫の金利その他につきましても、経済の実態を見ながら、いたずらに本土の対応する金融機関の金利水準その他に合わせることを考えますと申し上げましたが、本土でこのケースがかりにあらたにすれば、おそらく開発銀行の一般の金利八・二％にならうか、これは私、たゞいま伺いましたので厳密なチェックはいたしておりませんが、そのような印象を持つわけでございます。そこで八・二％ということでやっております種類のものを沖繩の場合にどこまで下げられるか。御指摘のように四〇までいけるかという点になりますと、どうも私も金融行政全体を見ても立派からは、少し低過ぎて全体のバランスをあまりにも失するのじやなからうか、こゝろの懸念を持つ次第でございます。

○藤井委員 もうこの程度で私の質問を終わらせていただきますが、私が業務方法書を非常に注意したいというのは、輸出入銀行の場合、具体的な問題にぶつかりまして、当委員会においていろいろ質問をしてある程度前進をした、これは業務方法書が七割まで融資できるといふのに実際の運営は三割くらいしか協調融資できてないといふことで、海外資源開発に非常に支障を来しておったのです。これは業務方法書の運営ですけれども、私は、ここにせつかく公庫をつくるならばほんとうに現地の産業が伸びていくようなこゝろの配慮はしておかないと、まさに私をつくつて現を入れないう結果になる。まあなるほど全体的に大蔵省は各機関が総合されておりますから、そう簡単に踏み切れないといふことはありましようけれども、業務方法書の運用についてはひとつ十分弾力的な運用の

用のできるような業務方法書をつくつてほしい。こゝろのことを特に、まあ総理府が窓口になっておられますから総理府と関係機関がよく話し合いをつけていただく。これはいつごろまでに上げられるかなんですが、まあ私は与党の立場から言へば、出された法案は一刻も早く御審議願つてこの成立を急がなければならぬといふことに当然基本的な考えを持っております。持つておりますけれども、この中身がいかにかんたんなことでは、かえつてそれこそ過当宣伝、過当広告といふことのそしりを免れない、こゝろ思いますから、この点はひとつ重々、関係の皆さん方いい知恵をしばつていただきたいと思います。このようにお願いをして、私の質問を終わります。

○堀委員 ちょっと議事進行について発言。私、この委員会にさつき途中からちよつと来たわけですが、ずつとこゝろの状況で実際審議が行なわれているわけですね。重大だと思つて、実は、最初のときは十時五十分ですよ。しかし、私が入つて来たのは十時五十分ですよ。そういうふうに、わがほろもよくないけれども、全体が非常にふまじめだと思つて、ついでに、これは重要な関係法案でありますから、あとの審議については、私も安定を守るために努力をいたしますが、途中で消えるようなことがないようにはひとつ要望させていただきます。

○山下(元)委員長代理 委員長において善処いたします。午後三時より再開することとしたし、この際暫時休憩いたします。午後零時三十分休憩。午後四時二十六分開議。

○齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。沖繩振興開発金融公庫法案に対する質疑を続行いたします。広瀬秀吉君。

ども、沖繩振興開発金融公庫法案に関連して、若干質問をいたしたいと思つます。沖繩振興開発という文字がこの金融公庫にも冠せられておるわけですが、沖繩振興開発といふものが、まだ復帰が行なわれていない、来年の四月になるのか七月になるのかはつきりしてない、こゝろのやうなところから新全総なりあるいは新経済社会発展計画といふやうな中に取り込まれていない。そうなりまして場合にこの沖繩振興開発計画といふやうなものは、この金融公庫法もその一つの大きな振興開発計画の金融部門を担当するもの、一つだと思つておるのですが、こゝろの振興開発におけるマスタープラン、こゝろのやうなものが新全総あるいは新経済社会発展計画、こゝろのやうなものと関連において一体どういふやうにとらえられるべき問題であるのか、この点まず長官にお伺ひしたい。

○山中国務大臣 沖繩は、新全総の中の一ブロックとしてこれを位置づけるといふことをすでに閣議決定をいたしておりまして、経企庁においてその作業が順調に進んでおります。なお、新経済社会発展計画のほうには若干作業の時間を要すると思つておりますが、いずれにしてもそれらのものは当然長期展望の中に、それが前提となつて開発計画が組まれ、そしてその裏づけとしての本公庫法案の成立後の融資といふものがそれぞれ対象について適正かつ有効に働くように組み込まれておるものであります。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、沖繩を新全総の一ブロックとして開発計画を立てる、こゝろのやうなところになっておるわけでありまして、こゝろのやうなところ、これは沖繩でつくつたものかと思つておるのですが、長期経済開発計画、これは要約版ですけれども、経済開発審議会の答申、これは七〇年の七月に出しておるわけでありまして、これと、いま経企庁でやつておる作業との関連といふのはどういふことになりましか。これを相当取り入れておる、こゝろのやうな計画の土台になる、こゝろのやうな関係にあるのか、全く新しい立場で作業を進めておられるのか、その関連がどうなつておるのか、お聞

きたい。○山中国務大臣 新全総としてのとらえ方は、こゝろのやうな、琉球政府でつくりましたやうな計画は、性格は少し違ふと思つておる。しかしながら、その作業に当たりました企画局の職員は、私と私とを交えて、その苦心談あるいは純粋な作業の努力といふものもよくわかつておる。しかしながら、食い違ふ点がある。ありまして、たとへばこれから計画を策定いたします場合の十カ年計画とのおつては、その点についてはまずスタートの年次が本年度になつて、一つ違ふわけでありまして、それから大前提としての十年後において、沖繩における基地はなくなる、基地収入といふものがほとんどないといふことを前提にしておりますから、そこらところは私たちが希望をいたしたすけれども、実際上の計画を作成するにあつては十分念頭に置いてやりますもの、そこらの基本的な前提の若干の違ひがありますから、まず年次の違ひは来年度予算をもつて沖繩の新しい振興開発計画の初年度として耐え得る内容のものを組まなければならぬ。これは一般会計の予算にしても、この金融公庫の予算にしても、かりだと思つておるのですが、こゝろのやうなやり方は、その計画は尊重してまいりたいと思つます。

○広瀬(秀)委員 たとへば国民所得、一九八〇年度において本土の場合には一人当たりの国民所得で四十四年度価値で二千四百十六ドル、こゝろのやうなものは沖繩で、沖繩の八〇年度におきましては二千四百九十二ドルとむしる本土を上回る、こゝろのやうな計画が出ておるわけですね。一人当たり国民所得といふのは、やはり経済のレベルアップの問題が集約されてこゝろのやうなところに出ると思つておるのですが、こゝろのやうなものは今度の経企庁が計画策定をされるに当たつてどの程度

に置いておられるのか、本土と同じ水準なのか、あるいは沖縄の経済開発審議会が出されたようなこと、あるいはこのようにいふことになりませんか、その辺のところを、言うならば振興開発と銘を打ってこれから振興開発計画に従っていろいろな施策が行なわれる、そのまた一つの柱として金融を充実させていこう、こういう関係に立つと思うのであります、その点で振興開発の行き着くところ、到着目標というものをどういうところに置かれておるのか、この点を明らかにしていただきたい。

○山中国務大臣 実務は経企庁でやっておりますので、そこまでの答弁をいま即刻はできませんが、先ほど申し上げましたほかに、沖縄県の十年後に保有するであろう人口、これもや最近本土流出状況等見ますと、一九七〇年ではすでに一万一千名近くの者が本土流出をしておる。しかもこれが中年層ではなくて、大体中学校、高校卒の今後の沖縄経済振興の旗じるしをになう動き手の諸君が中心であるということは私の一番心痛いたしておるところであります、ここの実施いたしました国勢調査の人口についてももう少しふえているつもりで私もおりましたし、琉球政府もおつたのでありますけれども、九十四万五千五百十一名というやや意外な感じの伸び率の鈍化を示しております。これらの点を考えますと、沖縄県内において魅力ある産業なり就労の場所なりそういう所得向上の場所を提供しなければならぬ、流出を食い止めなければならぬということ、一つの政策目標でここに登場してくると思うのです。琉球政府が想定いたしております長期計画の中の国民所得としての県民所得、そういうものの到達目標、これは私ももういふところあるべき理想というものは当然念頭に置いて、豊かで平和な沖縄というものを考えていかなければならぬと思っております、いまここで琉球政府の考えている十年後の県民所得と本土の想定するべき国民所得との対比というものについて、いまだ少し明確にできないものかと思うのでございます。

○広瀬(秀)委員 もうひとつ明確にできないものがあるということですが、いま山中長官といえ、沖縄問題では政府内においても特に沖縄県民に対する深い愛情と高い見識を持って今日まで非常に努力をされてきた人だということは、まさに自他ともに認めることであらうと思うのです。私も実はそう思っているのです。その長官の気持ちとして、十年先ということなんです、十年間で――まあ長い米国の施政権下に苦しんできて国の援助というものも受けることまことに徴々たるものであった。そういう異民族支配の中での芳勞というものができるだけ早い機会に埋め合わせされ、不利益がカバーされ、プランクを埋めて、発展と開発が軌道に乗って、その成果が本土並みになる。そして文字どおり平和で豊かな沖縄になる目標年次というものに少なくとも十年ぐらひは、どんなにやってもいろいろな問題があるから、そのぐらひの日は要するだろうと思っておりますが、この十年間で先ほども申し上げたように沖縄の県民所得というものをいわれる本土の一人当たり国民所得の平均値ぐらひのところまで行かせたいという具体的な到達目標というものがあつていいと思うのです。一人当たり国民所得だけにこだわるわけではありません。たとえば産業構造のバランスを交えていく問題もあるでしょうし、社会資本の公的な固定資産形成、そういうものを充実させていくということもありましようし、いろいろな問題点があると思いますが、そういう問題点について、本土の平均の数字、人口規模、特に過疎の、いわば後進県と申しますかあるいは過疎県、財政の非常に困難な県、こういうものの程度のことなのか、その辺のところはどういうところに目標を設定されるのか、率直なところをお伺いしておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは私もが本土類似県という場合に、よく宮崎とか、いろいろ人口とか産業形態が似たところとか財政力規模とかというものを例にとつて類似県と言ひますが、交付税その他の議論のときにはそういう議論もよからうと思う

のです。しかしながら、本土の類似県同様の程度目標を沖縄に設定することは、私もが本土として酷に過ぎるのであつて、私はあえて振興開発法の第一章にも格差といふことばを使わなかつたのですが、といふことは、沖縄が持つておる有利性といふものを引き出すことがぜひとも必要だ、そして沖縄県に対する私どもの長年の債いというものを果たして、単に本土との格差を埋めるという考え方でなく、本土との格差を埋めるのは当然のことなんだ、むしろそれよりも沖縄県が持つてゐる、すなわち南のほうは緯度において台湾の中部に位置するくらい長い弓状の列島の持つ価値といふもの、本土の全体にも貢献し得るだけのりっぱな価値を持つており、そして亜熱帯の気候、風土といふものをうまく利用することによって、本土の今日の消費市場を相手にした沖縄県といふことを考えますと、沖縄の未来といふものは、単に本土の類似県としばしばいわれているような形の県と比べてはいかぬ。非常に有望な未来を持つ県である。それをどのように設計書で描いていくかといふことが非常に問題であらうと思ひます。私にとつて一番の重大な前提は、過疎と貧困の島におとし立てはならないということだと思ひます。沖縄の軍事基地の巨大なこと、それに伴つて基地関係の直接、間接の沖縄経済に貢献する度合いが七〇%をこえておるといふ、この異常な事態を平和経済の中に切りかえていく、このことがはたしてうまくいくのかいかなのか。もし施政権という壁が今日までなかったと考へたら、はたして沖縄は鹿児島とか宮崎とかその他の近い県が示しておるような年率二%、五年で一〇%以上の人口流出を遂げていた県であつたのか

なかつたのか。私は非常に危険性があつたと思ひます。現に沖縄の中の市町村のこまかな人口分布を見ますと、その過疎状態におちいりつづつあるところは沖縄の中でもやはり明確にあらわれつづつあります。本土の過疎法を適用しても、すでにはるか

あります。こういうことを考えますと、これはよほどの施策を講じなければ本土への流出、同時にそれが過疎県、そうしていかなる計画を立てても、働き人口のいない、結局は夢の計画に終わつて、地場産業といふものを通じて、そして自分たちの豊かな生活へ貢献し得ない沖縄県になるおそれがある。全県離島でありますだけにその点

はもっと慎重に配慮をおしやるとおししなければならぬと思ひます。

○広瀬(秀)委員 そこで、この沖縄の振興開発といふことになりまして、先ほどから長官もお触れになつておるように、基地の振興が一体どうなるのか、ほんとうに十年先には米軍基地のない沖縄にするといふことを前提にして開発計画のマスタープランを立てようといふことであらうと思ひますが、この見通しについて、そしてまた現実的な可能性についてどのように考へられておるのか。十年たつてまた基地があつたために――私どもとしの六月の末から七月にかけて、これはごく短い期間で、沖縄本島だけでしたけれども実際に見てまいりました。あの広大な米軍基地、あれをそのままにしておいていかなる机上プラン、デスクプランを立てたところで、あの問題が解決しない限り本格的な開発計画といふものは何としても成り立たぬのじゃないかという印象を非常に強く受けてきたわけでありまして。たとえば中心都市である那覇等につきましても、あそここの軍用地、広大なしかも非常にいい、工業立地地においてもあるいは市民住宅についてもまことに適地と思はれるところが、広大な面積が米軍に占有されてゐる。こういうようなことを考えると、どうしても基地問題といふものにぶつからざるを得ない。おそろしく、いま山中長官も一番頭の痛い問題であると言われましてけれども、この問題についてやはりかなり年次的に基地の縮小、そしてそれが振興開発計画の中に組み込まれて、その土地が、米軍基地が有効に生かされていくというよりなものがないければしつかりしたものは成り立たない。片ちゃんばのままで片ちゃんばを一そう拡大するような形とい

ては、政府資金のレートはかかります。

○広瀬(秀)委員 いわゆる出資金分は全くコストがかかぬといふことでありますが、国内における国民金融公庫等におきましても、やはり貸し付け条件を改善するためには常に国の出資金分をふやさない、コストのかかる資金量をふやせといふことをわれわれの委員会ですつとやっておりますわけでありまして、この部分の、これはまあ将来の問題にもなるかと思ひますが、とりあらずこれで発足をする。四百十億程度のものになろうかと思ひますが、そういうことで、少なくともその部分については全くコストはかかぬといふことでありますが、財投の資金の關係を二百億ぐらい入れよう、こういうことでありますから、合せて大体六百億ぐらいがいわゆる資金量といふことになるわけでありまして、貸し付け条件でこの初年度からいわれる採算といふものはどういふ見込みになつておられますか。ペイするのかわらないのか、この辺のところを……

○山中国務大臣 これはお手元にも大体資料を配つてあるかと思ひますが、いざれ質疑応答で明らかになるかと思ひますが、沖繩については考へ方として、現在沖繩でとられていた資金その他は非常に貧弱なもので、貸し付け条件の金利その他について本土では考えられない低いもの等もあります、中には米資金でくり舟等については二分五厘なんという低いものもありまして、こういうものもそのまま置きます、本土のほうでいろいろな政策金融で安くしてあるものは、全部沖繩にそのまま適用するといふ姿勢はとっておりまして、当然そこにはおしやるなどおり運用の赤字が出てくる可能性がなければならぬわけでありまして、したがって、その点については、百五十億のほかに赤字が出ないよう九億を別途要求いたしておりますから、これは正確には百五十九億といふことにお考へいただいでよろしいと考へます。

○広瀬(秀)委員 長官、この貸し付け条件ですね。確かに私も調べてみますと、沖繩の現行制度でそれと同様な、本土における貸し付け条件、特に金利あるいは償還期限、こういうようなもので非常に沖繩のほうに有利であるという面が非常に多いわけでありまして、それは全部とにかく沖繩の現行の、たとえば住宅融資につきましても五・五、これ一本しかないわけですね。国内の場合にはそれ以上の六・五、五厘ぐらゐのものはありますけれども、こういうことになつておる。しかも貸し付け期間は十八年から二十年というより、まあ最近沖繩の民家もコンクリート建てにする、台風常襲地帯ですからそういうことが私どもも望ましいと思ひのだけれども、そういう意味も含めて七十年というより長期のものもあるのだからと考へても、そういうものはすべて少なくとも自分そのまゝにやつていく、本土より不利になつた、こういうような面が出ないようになつていくことは、はつきり確約されるわけにございませうか。この住宅ばかりじゃありません。その他制度金融全体を含めてですね。

○山中国務大臣 そのとおりであります。いま住宅の例をとられたのですが、沖繩は現在住宅特会で五分五厘ですね。これは本土で見合うものも一応個人住宅、分譲住宅、賃貸住宅、災害住宅等が五分五厘といふことで対応はしておりますが、しかし沖繩の場合は、住宅事情というものは本土より相違を付けてまいりました住宅十カ年計画、建設省と相談してその内容を五カ年で達成しようといふことに、実は建設戸数をその他を定めたわけでありまして、そこでもっと低くする必要があるといふので、個人住宅や分譲住宅については五分に、賃貸住宅については四分に、災害住宅については五分に、沖繩の現在の住宅特会よりもこの点はさらに有利になるわけでありまして、さらに貸し付け期間等については、現行の沖繩法が有利でありますから七十年を採用しておる。融資比率も沖繩は八五%で本土は最高八〇%ですから、八五%のほうを採用する。なお沖繩にはいま産労住宅やあるいは

また関連公共施設あるいはまた中高層市街地再開発、宅地造成、こういうもの等の貸し出しをする窓口がありませんけれども、こういうものもやはり本土よりも少なくとも不利にならない形で新しく沖繩にこれを設定しようといふことであります。したがってこの考へ方は、例を住宅にとれば、いまお示しのような考へ方で全体を貫いていくといふふうにお考へになつて差しつかえないわけでありまして。

○広瀬(秀)委員 住宅なんかの場合、日本の場合でもいま非常に問題になつておるわけです。土地購入資金なんかでも、たとえば八十万かそれ以上か貸さないとか、それから木造建築の場合には住宅の建設資金としては百万とか九十五万とかいふような、今日ではどうしてその資金だけでは住宅建設ができないような面があるわけですね。したがって、その貸し付け限度額というやうなものの等についても、十分振興開発金融公庫の中での部門からの条件というやうなものについて、いま特に金利の面なんかでも〇・五としてやろう、これはたいへんけつこうなことでありますが、その資金量の問題、それから特に一戸一戸に対する貸し出し限度額というやうなものなどにつきましても、本土並みのけつこうたり方では、あの台風常襲地帯の、それに耐え得るりつばな建築といふのはなかなかできないのではないかと、こういうやうに考へるわけですね、その辺のところについて、いま万全の措置をとるお考へでございませうか。本土並みといふことになる、この面はいま言つたやうに非常にみみっちいものになつてしまふので、その点いかがですか。

○山中国務大臣 これは融資比率を一〇〇%といふこととしておりますから、やはりその算定の前提の建築の単価、こういうものについて配慮しなければならぬだろうと思ひます。ことに資材が現在特別に変動相場採用等によつて手当てはしておつても、迷惑を現実にかけておりますが、復帰後はその点は消えるとしても、建設諸資材等もあれだけ長い海上輸送をされるということがあり

ますから、それらの現地における建築単価といふものを十分に配慮されれば大体解決すると思つております。

○広瀬(秀)委員 その点十分ひとつ配慮していただきたいと思ひます。

それから商工中金。今度の場合、開発公庫の中に国民金融公庫の仕事あるのは中小公庫の仕事、こういうやうなものが入つておるわけですね。もう、商工中金、政府関係三機関と私どもも一口に言うわけですが、商工中金の關係で、これはもちろん商工組合、商工団体、こういうものが沖繩でどういふやうになつておるかといふことも關係があるわけでありまして、この問題がどういふやうに措置されるかといふことは、午前中の質問でも、中小企業にはかなり重点を置いていきたいという御答弁もあつたわけだけれども、そういう中で商工中金の關係がどうなつておるか。商工中金の關係でこの土台になる商工關係の組合というやうなものがいま現地でもほとんどつくられて、すぐにも商工中金の融資制度に乗れるように準備を進めておるという話であります。この問題については一体どういふやうになつておるか。中小企業金融の面から、この面でも商工中金の支店なりが向こうにできて、すぐにも資金需要に應ぜられるやうな体制といふものを当然つくるべきだろう。このことはまた現地からも非常に強い要請があるわけだと思ひますが、その点どうなつておるか、お伺ひいたします。

○山中国務大臣 これは、いままで議論しております金融公庫法の中に含むにはちよつと異質なものであることは御承知のとおりです。これはやはり組合員として出資その他の行為が伴いますから、したがつてこの中には入れてありませんが、沖繩にはとりあえず商工中金の事務所を直接設置して、将来は支店にしたいといふことにしておりますが、ここを通じて沖繩の中小企業のそういう制度金融になんていふやうな組織づくりを促進して、その金融についても滞滞のないように努力をするつもりであります。代理貸し制度なんかを

活用して、現地のそういうものに継ぎ目があつてはならぬということで連絡はよくつております。

○広瀬(秀)委員 その点、これはブランクの時期がないように、復帰と同時に商工中金の融資も中小企業はほとんどそれに乗っていきけるというような万全の対策を進めておいていただきたい。この点は要望しておきます。

それから、この法案で役員が六名、理事長、副理事長、理事あるいは監事というふうに設けられるわけですが、この役員は構成で、沖縄県民の中から役員の中に少なくとも半分は確保すべきではないか。そうでないと沖縄の実情というふうなもの、また沖縄県民の公庫に対する発言権というものは非常に弱くなる。それぞれ各省縦割りで、在官時代に有能であつたというふうなゆえをもつて天下りで本土からばかり行つてしまふというふうなことはやはりおもしろくない、運営について問題があるんじゃないか、こういうふうなところから、そういう面での配慮というものはどういうふうに行なわれるか。少なくともこの点の問題は沖縄県民を役員に充てるべきじゃないかという気持ちを持つわけですが、いかがでございますか。

○山中国務大臣 もし法律案を通していただければ、私の在任中にその人選をやるわけです。したがって、いまの御趣旨に沿うような人選はできると思ふのです。現在民政府の機関でありまして、この開金の責任者は沖縄県民の方がなつておりますし、また大衆金融公庫等にも人材がおりますし、その他在野の人たちにも、この金融業務等について明るい方等がおられるわけでありまして、これはそういうふうなことを思つております。役員ばかりではなく、これは那覇に本店を置くという実例なことをやったわけですね。したがって、実際の貸し出し業務というものはほとんど現地でやりますから、これはどうしても現地の実情に明るく、かつ金融機関の責任者としての能力のある方はぜひとも登用しなければいかぬ、私はそう思つておりますが、二分の一とか三分の一と

かそういうふうにはまだ考えておりません。しかし、少なくとも、いかなる理由をつけても、それをただ天下り先の新しいものが一つできたといふ結果には断じてしませんから、その点は御理解をお願いしたいと思います。

○広瀬(秀)委員 非常にりっぱな御答弁なんですが、そのとおりになるように期待をいたしております。

それから、主務大臣が、この法律については総理大臣及び大蔵大臣、こういうことになっておるわけですね。その主務大臣が監督をされるわけですが、その中で主務大臣としての任務の分担というか、責任の所在というか、こういうふうなもの、お互い責任をなすり合つたりというふうな結果にならないように、その点は権限の問題等も含めて明確になつていふんだと思ふのでありますが、これは主務大臣が二人あるということ、その間の権限の分掌といふことが、そういうものはどういふことになつておるのか、大づかみでけつこうですから……。

○山中国務大臣 これは、この公庫が沖縄開発庁というものに所属いたしますから、したがって総理府の外局という形になりますので、それは総理大臣といふことになるわけでありまして、したがって、おおむねの権限は全部その責任大臣の手にあつて、総理大臣の名においてなされるということでありまして、他面また、この金融機関を一地域につくるについても、開銀その他を全部ひくくめて持つていくわけでありまして、これはどうしてもやはり大蔵大臣が、その立場からそれに對して共管の大臣にならざるを得ないのです。これはまたなつてもならなければいけません。しかしながら、大蔵大臣としてはその日常の煩瑣なことでやるわけではなくて、たとえば大蔵省として、国の財政金融を担当しておる責任大臣から見れば、この金融公庫の運用なり、あるいはまた貸し出しの条件なり、貸し出したあとの始末等が疑問に思ふという場合には、この法律の定めによつて大蔵大臣は単独で立ち入り検査その他の権

限を行使することがうたわれておりますから、そういう意味においてはやはり大蔵大臣といふものは入つてもならなければ、国民の税金を使わしていただくわけでありまして、どうしても必要な関係大臣になるであらう、そのように考えます。

○広瀬(秀)委員 質問の時間が来たもので、以上で長官に対する質問は終わつておきますが、また最後の質問は後刻に保留しまして、きょうは終わります。

○齋藤委員長 松尾正吉君。

○松尾(正)委員 いよいよ金融公庫法案の審議でありますので、長官に、実は連合審査の際に金利について非常に積極的な熱意がある答弁をいただきました。ところが、隣席におつた大蔵大臣の答弁に私は強い不満を持つておるわけなんです。どうかひとつあの答弁どおりに実現するように全力を尽くしていただきたいということを冒頭にお願ひしておきます。

そこで、まず金融公庫法案が、本土では各個別に中小企業その他区別されておりますけれども、これを一括した理由はどこにあるのか、この点をひとつ伺いたいと思ひます。

○山中国務大臣 まず、大蔵大臣の答弁ですが、あのときも、これは予算できることだからはつきりは言えない。しかしながら、うちの事務当局はとも山長官の言うようになっていふような気がして、というふうなことをちよつと言つたと思ひます。そういうことを言つた記憶が私はあります。ということ、大体事務同士、私のほうは私を含めてですが、大体において詰めるだけ詰めて、国会の審議に資するために、私たちとしてはこういうことを考えておりますということと述べているわけでありまして、大蔵大臣の最終決裁を、予算を含めて承認を得たというものでないことは事実でありますけれども、その線に進まなければならぬと私は考えるわけでありまして、

そこで、沖縄について、先ほど商工中金を除いた話はいたしました、大体において公害防止事業団からそういうものの融資業務まで含めて一括

して金融機関を設立する必要性があるのかないのか、これはやはり沖縄における新しい振興開発計画をつくりまして、それに伴つて民生の安定、生活の向上あるいはまた産業の振興というふうなものを考えます場合に、それぞれ熱意をもつてやつてくれるとは思ひますが、しかし、開発銀行から始まつて各種の機関がばらばらになりますと、そこに整合性を欠くことは間違ひありませんし、またその機関の考え方がいかんによつては、何ぶん返つてまいりますと一県というとも言えるわけでありまして、そういうつもりで沖縄に臨んでおらつてはとて困るわけでありまして、そこで、やはり振興開発金融公庫という一つの目的をはつきり掲げて、そして資一性をもつて金利その他のバランスのとれたもので融資ワクその他も設定をしながら、きちんと責任をもつて沖縄県内の各種分野の融資が齊一行なわけていくということがぜひとも必要だと私は考えておるわけでございます。

○松尾(正)委員 この質問を掘り下げていくためには、どうしても貸し付け業務等の政令にゆだねられてゐる面が非常に重要な問題になつてくるわけでありまして、それで、確かにいままで私どもが聞いた範囲では、一つにしておつて窓口を別個にしておく、場合によつては不足あるいは多少余る、こういう場合の融通も非常に可能なんだ、こういうふうなことも説明の段階で聞いたわけでありまして、

そこで問題になるのが、この融資面の手続だろうと思ひます。本土の場合でありまして、国金あるいは中金等で貸し付け手続の簡素化が強く要望されている。ところが、もし沖縄で一本化された場合に、余つたものは不足するところへ充当していくという利益も大いに考えられますけれども、これがもし、貸し付け手続等に非常に複雑なものがある、中小企業その他が借りたけれども、それがよそへ向けられるというふうなことになる、これは本質を欠くような結果になる。これを

心配するわけでありすが、その貸し付け手続について、いまだの程度までわかっているのか、案としてどの程度まで考えられておるのか、差しつかえなかつたならば、伺いたいと思います。

○山中国務大臣 これは業務方法書等において定めなければならぬと思います。もし、この法律が通してしまふと、すぐに設立の準備のための機関ができます。それによつてこまかく検討されることになりすが、その人選等については、先ほど広瀬君にお答えしたとおり配慮をいたしますので、沖縄においては、何せ本土の政策金融に直接ぶつかるのは復帰後初めてになるわけでありすが、沖縄においては、特会その他で一応なれておる面もありましようが、しかし、新規の窓口等も開かれるわけでありすが、そこらのところはやはり沖縄の人たちに周知徹底させて、手続をなるべく簡素化することは当然心得ておかなければならぬことだと思ひます。

それから、ちよつと気になるのですが、午前中にうちの政務次官が答弁したのかもしれませんが、各目的業種と申しますか、資金ワックというものは一応予算算上はつきりしておりますので、これを中小企業がなかなか借りられなかつたとか、手続面等で農林漁業者等の借り受けが少なかつたというふうな結果、それが大企業の方に流れていくという御心配は絶対にないようになしたいと思ひます。しかしながら反面、たとえばいまアルミに対して、一応出るということでありすが、金利五〇の条件を付してやつておられますが、アルミ業界は輪銀並みの四〇でなければならぬというふうなことを通産省に対して言っているらしいのです。そういうふうなことで、私どもは公害を完全に防除したアルミ産業というものが沖縄にマイナスにはならないと思つて推進しておりますが、しかし、かりにそれが断念をした場合に、そういう金が中小企業なり、あるいはまた環境衛生、医療、住宅あるいは農林漁業、そういうほうに、これは大蔵と相談をしなければならぬわけでありすが、流用され得ることは、む

しる場合によつてはあるだらう。しかし、零細な人たちの金をこの産業資金のほうへ回すことについては、私は考えておりません。

○松尾(正)委員 長官が言われる趣旨は、意味はよくわかりまう。けれども、この運用いかによつては、実態でそういうことが今後起こり得るということがありますので、ひとつそういう点には十分な配慮を、この際強く要望しておきたいと思ひます。

それからもう一点、現地の企業は、企業が非常に零細規模でありますために担保力がない、こういうものが大部分であるといつていいと思ひます。これに対して、建議書の中でも、中小企業関係業者が融資を受ける場合に、沖縄信用保証協会の保証債務が中小企業信用保証公庫に付保することができるよう特別措置を講じてもらいたい、こういうことが強く要望されているのですけれども、この点はどうでしょう。

○山中国務大臣 これは沖縄における中小企業の担保力というものが、いかに低いと断定もできないわけですが、どうしてもだめな場合には、これは制度としては、無利子の貸し付け等もあるわけでありすが、しかしながら、沖縄においてもそのような担保力が、本土の基準どおりいくとやむむかしいと思はれるものでこれは救済すべきだと思ひます。この点については、積極的に努力をしなければならぬと思ひます。ただ、沖縄全体の企業の自己資本比率は実は二〇あるわけですが、ところが本土のほうは、大企業のせいかわりませんが、自己資本比率が二〇よりか低いといふこと等を考えますと、そこに沖縄の自己資本比率はわりと堅実であることも言えると思ひますが、一方においては、資金調達、マーケットが狭いために沖縄独特の模範なんというもので企業資金の調達等が行なわれているという、大体そういう傾向等もございまして、これから制度金融を開始するにあつては、沖縄における中小企業の融資というものはよほど考えていかなければならぬとせんし、また、復帰に伴つていろいろな制度とか

あるいは税制が變つたとかによつて、いままですつてきた仕事について債務の肩がわり等を希望する方々等についても、特別に債務の肩がわりのできるような条項も設けているわけでもござい

○松尾(正)委員 いま言つたようなことすべてがこの業務方法書に盛り込まれるわけであらうと思ひます。それで、もちろんこれをすぐに要求しても無理ですけれども、業務方法書の大綱がいまどの程度案として進んでおられるか、伺いたいと思ひます。

○山中国務大臣 一応予算で金額がきまりませんと前提がくずれるわけでありすが、予算の問題で、一応通常国会に入りまして、当大蔵委員会の審議の場において、設立委員等の議を経て、そしてそれが確定できると思ひます。もちろん復帰前にです、復帰前にそういうものはきちんとしておかなければならぬとせんから、それをこらうにたたく機会はあると思ひます。

○松尾(正)委員 もちろん、予算が通らないから額については無理と思ひますけれども、現在進行段階のこの法案を審議するための必要な点等が十分ありますので、現在の差しかない範囲の資料は提出していただけますか。中間のもので

○山中国務大臣 私としてもできておればそうしたいのですけれども、この法律が通つたならば準備のための委員が任命されますから、その人たちの相談も経なければならぬ民主的でありまうで、そういう手続を経ますので……その発足は四月一日になるわけでありすが、その前に御審議をいただく機会はある、そういうふうに考えております。

○松尾(正)委員 現在差しかえない段階で中間のものでもという要望だったのですけれども、それが無理であるとしたならばやむを得ません。逐次質問をして何う以外にないと思ひます。

それから、先ほどの制度金融の金利の面について力強い答弁があつたのですけれども、税制にお

いては、沖縄税制それから本土税制あわせて、本土のほうに有利なものは本土のもの、それから沖縄税制を用いて有利なものは沖縄税制のものをを用いる、こういうことを事前に決定しておるわけ

です。したがつて、税の場合には、低いものを採用しますと相当減収があるわけですね。ところが金利面等についてはそう大きな開きはない。そう考えてみると、税制でそこまでできるのであれば、むしろ業務方法書等といわれないで、金利について、貸し付け条件についてはどうするということ

が事前にできたはずではないか、こういうふうに考えるのは、税と比較して考えた場合に、税のほうは減収率が大い、こつたうたてまゐから、当然だらうと思ひますのですけれども、その点はどうでしょう。

○山中国務大臣 まあやつてできないことはなかつたと思ひます。しかしながら、この融資の問題は、大体了解をしておると思つていただいで、かつこうであります。一方においては、補助、負担等についてはすでに別表に掲げたわけでありますから、できないこともなかつたわけでありますけれども、この問題はやはり新しい機関が設立のためにできるわけでありすが、そこまでする前にやつて、設立のための準備の機関ができて全部きまつてしまつておるのだというふうなことは、これはまたたいへん失礼にもなりまして、したがつて私どもとしてそこまで明確にいたしておりませんけれども、少なくとも予算のときには、とりあへず予算としてそういう金利、条件等設定しなければならぬとせんから、それについてきめておいて御了解をいただく措置はとりたいと思ひます。

○松尾(正)委員 先ほど広瀬委員の質問にもありましたが、これに関連して、貸し付け手続、期間その他が非常に重要な問題になってくると思ひます。前回伺つた制度金融の中のこの公庫法案に基づく貸し付けの金利の問題です。これについては、まず基準金利、特利合わせて本土のものよりも有利にする、本土のものが有利なものに

ついでに本土のものを適用する、こういう形で進めていくというふうに解釈してよろしいわけですね。

○山中国務大臣 そのとおりでございます。

○松尾(正)委員 そこで、先ほど広瀬委員のときに、住宅の金融についての質問がありました。これは沖繩振興開発金融公庫法案関係指令案の概要という中に、第十九条の三として、住宅資金の貸付対象者という中に、災害復興住宅の建設等を定めて、そして、住宅資金の貸付対象者と定める、こういうことがうたわれておるわけですね。

これによって今後の災害の場合は一応理解できるのですが、実は本年の九月二十八日のあの台風二十八号で八重山群島に相当大きな規模の被害を受けた。全壊が四百戸をこし、半壊が一戸をこした。これに対しての救済措置がそれぞれ講じられておるわけですね。災害貸し付けの申し込みが五十二件あった、それから対策庁で応急仮設住宅を百四十七戸つくった、開拓者については九〇%の救済措置を講じた、こういうことでありますけれども、この仮設住宅というものは、大体耐用年数は二年程度しか考えられないと思う。そこで、被害者が仮設住宅に入っておるのでありますけれども、いまのような居住の質が低いという仮設住宅におる場合には、むしろ復旧後に二年たつて、もう救済したからいいわでなく、これらに対しては何らか特別の措置を講じてやる必要があるのではないかと、こう考えるのですけれども、台風によって過去に受けた被害、遠いものは別として、台風二十八号のようなごく間近な被害を受けた者に対する救済措置、今後の貸し付け条件その他について、何か特別に考えておられるか、その点を一点伺っておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは別途救済法について、政令で、復旧前に受けた、とりあえずことしの台風等の災害ですね、そういうものについては、干ばつ等を含めて、さかのぼって救済法の適用をすることができるよういたしました。したがって、今回の応急措置も、琉球政府の要請に従って、仮

設住宅はいやだ、やはり永久建築にして二度とこういう悲惨な目にあわないようにしたいという人たちはまた鉄筋も含めたそういう永久住宅が建設できるように予算措置はとりあえずはしておりますが、復旧後において、そういう仮設住宅に入っている人たちが当然新しい生活のよりどころとして住宅を建設しようとするだろうと思うのです。そのときには救済法のさかのぼった指定というものを一応考えておりますから、そういうことによつて当然その住宅融資についても特別の配慮をしなければならぬと考えております。

○松尾(正)委員 それから、環境衛生資金の貸し付け対象者の中に、この政令案の概要によりますと「環境衛生関係営業者に使用される者」というようにうたつてあるのですけれども、この「使用される者」というのは、この対象者はどういふのか、この貸し付けはどうか、事務当局でもけっこうでございます。

○山中国務大臣 これは沖繩においてやはり復旧に伴う特殊な事情、たとえば復旧と同時に売春禁止法が事実上発効いたします。そうするとやはりその種の営業というものができなくなるわけでありまして、まあそういうことを念頭に置いてやつておるわけではあります。その他基地からある部隊が撤収すると、ランドリー業者が那覇空港の關係が大量に失業したとかという人々たち等を考えて、Aサインバーとかあるいはホテル、レストラン、こういういろいろなものが影響を受けると思ひます。その場合に、自分は長年使用人として使われてきたけれども、この際金融公庫等でめんどろを見てくれるならば、自分はこの際独立をしたいという人々には、じゃ独立の営業のための資金というものをめんどろを見ましよう。そういう意味で営業主はもちろんでありますが、転業等についてめんどろを見ますけれども、自分は独立するんだという気概のある人にはこの際援助をしたいというつもりでそういうことを書いたわけでありまして。

○松尾(正)委員 時間がなくなりましたので最後にもう一点、この予算要求を見る限りでは非常に力強く感ずるのでありますけれども、この項目別に分けられた産業開発資金あるいは生業資金、これら七項目のほかに特殊資金貸し付けというのが四十五億見込まれておりますが、これはどういふ対象にどういふ方法で貸し付けられるのか。

○山中国務大臣 これは本土法令が適用されたことに伴つてやむなく失業するに至る者、たとえば典型的なものは専売法によつて営業補償と従業員退職金等をもらつて一応はさようならしなければなりません、そういう人々とか、あるいは今日までの沖繩法では自由でありあるいは特別に本土と違つた制度で営業できていた人々たちが、本土法令の適用によつてその営業がむずかしくなるといふような人々たちもおられるわけでありまして。そういう人々たち等を念頭に置いて、そういう人々たちについては特別に、本人のまだ営業したいというようないふ意思があつたにもかかわらず、復旧ということに伴つてある部門については冷感な事実としてその職を離れなければならないという人々たちには、どうしても再就職あるいはまたもう一べんやり直しの機会を与えるのが国家的な義務があると思ひますから、したがつて、それらの人々がいままで——私、いま独立の話をしましたら、ちよつと違つたということ失礼いたしました。これはいままで申した私の前提は同じであります。輸入規制が撤廃されたりあるいはまた物品税等の保護関税等が撤廃されたりいろいろなことで影響を受けますから、そういう人々たちがなお引き続き——そのところのところが違つていました、引き続きなお自分は営業していきたい、しかしながら過去に琉球の金融市場においては非常に高利でそしてまた短期な市場しかありませんから、そういうものをかかえて困つておるんだという人々たちについては、特殊事情というものでそれらの人の負債の肩がわりをしてあげようという意味の政策をとらうとしているのがこの特殊金融であります。

○松尾(正)委員 いままで何つた範囲では、税制と同じようにその融資についても金利あるいは手続、それから貸し付け期間、さらにはまた担保力のない者に対する措置、これらについて、非常に住民のことを理解した答弁を得たわけですね。

そこで、田中政務次官に伺ひたいのですが、山中総務長官は大蔵の事務当局とそれぞれ緊密な連絡をして、答弁した範囲で実現できるといふ趣旨の答弁をいただいたのですけれども、大蔵当局としていまの答弁の範囲にどういふふうに対処しようとするのか、政務次官から答弁をいただいて終りにしたいと思います。

○田中(六)政府委員 地元とも十分話をつけた上でこつこつと措置をやつておりますので、そういうことも地元の意向を十分くんで対処できると思つております。

○松尾(正)委員 地元の意向をくんでじゃなくして……

○田中(六)政府委員 いや、地元というのか、地元の当局と十分詰めていくという意味です。

○松尾(正)委員 終わります。

○齋藤委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 長官、先ほどは実は私何つたのですけれども、沖繩の返還の時期と関連して簡単に伺ひたいのですけれども、アメリカにわれわれがこの間参りましたときは、向こうでは七月説が圧倒的である。それから日本では返還の時期についてわれわれ四月を期待しておる。その場合に、向こうさんの言うのは、むしろ事務的な準備がアメリカの側においては七月でなければほとんど間に合わないような感じをわれわれが受け取つたのです。間違つておるかも知れませんが、そういう情勢であるのに対して、日本のほうでは四月ということを期待する、あるいは一月に四月と決定するかも知れぬが、その場合に全般的な事務の消化というものはできるという確信をお持ちであるかどうかという、この点を一つ伺つておきたい。

○山中国務大臣 確かにアメリカ側には軍部を中心にして、いまま原則的には復旧に対して異論

のせられた段階にありますし、それらを考えますと、沖縄においてはそれらの過去の経験を踏まえて、たきわめて新しい産業開発の展望というものを、持つて臨まなければならないと思います。すでに琉球政府の認可によるゴルフ、エッソ等の外資が、われわれは公害企業の一つだと思っておりますが、そういうものがすでに進出しておる。しかし、これらも返ってきたならば本土の制定された公害規制法を全面的に受けるわけで、業法等の定め

もなるしたがって、法務省としてもそのような行政上の最終確定権を持つような機関はむしろしないでしょ。こういうようなやりとりがありまして、結局は琉球政府に今後調査庁の運営に対する援助あるいはまた沖縄において境界作定のきわめて困難なモデル的な、モデルということがおかれば、典型的なところが与那原地区である。

○竹本委員 大臣の御答弁のとおりに、きわめて重要、きわめてまた困難な問題でございますが、何しろ新しい沖繩の建設を論ずる場合のスタートラインの問題ですから、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次へまいりまして、沖繩の産業経済の開発についていろいろ構想が出ておる。五カ年計画も先ほ

長官も認めているところですが、この農業の発展にとって一番の障害となっているのが基地であることは明らかです。沖縄県民の意見を集めた建議書でも、基地の存在は総合的、統一的土地利用計画にとつても大きな障害となっており、基地の撤去を前提としない限り、真の意味での恒久的な開発計画の策定は不可能であるといっております。

沖縄本島の平均耕作反別は、戦前でも本土の半分の五十八アールであったのが、米軍占領による不当な土地収奪によつて三十五アールとなつており、米軍基地の撤去を差しおいては農業の振興を語る事ができなくなつております。私たち伊佐浜の屋良朝小さんという七十二歳で老妻と二人、三人の子供を持つておる農民と直接会つて聞いてみましたが、三十二戸の伊佐浜のうちアメリカ軍に銃剣を突きつけられ追ひ立てられて十戸だけ残つて、残りの七戸が美里村大目というところに移つております。そこにも行つてみました。千坪のがけ地、荒地にへばりついております。このため屋良朝小さんの三人の子は、ここで生活できないためにブラジルに移住させられておる。この伊佐浜でブラジルに移されたのが十五戸。そこで屋良朝小さんにむすこたちのことを聞いてみました。どうなんだ。そしたら非常に悪い土地で生活できない、日本に帰りたいが帰る手段がない、帰つてきてもらつても屋良朝小さんにむすこさんを入れる土地がない、こういうことであります。そこでやつぱり私は、この屋良朝小さんの言うことを聞いたときに、もう一度基地を取り戻すために政策を講じなければならぬ。やつぱり協定が延びてももう一回交渉をやり直す必要があるかと思ひますが、こういう情勢を見て、長官、どう思つてゐるか。

もう一つは、このブラジルの人たちを迎えてくれる施策があるのか、迎え入れる土地があるのか、家屋があるのか、仕事があるのか、この点答えていただきます。

○山中国務大臣 これはその例をあげられるまでもなく、今回の二十八号台風によつて家が全部倒

れたという開拓地の人たちも、従来はどこから移つてきたのかといへば、本島で米軍に土地を取り上げられた人たちが開拓者として行つてゐるのだ。精も根も尽き果つて、住宅資金を貸してくれたも自分はいやだといふやうなことで、また帰つたら自分はどういう生活ができるかといふことを考えるといふまゝ本島に戻る人もゐるやうです。伊江島にも例があります。そういうことを考えますと、私たちが敗戦国家としてやむを得ず沖縄をそういう環境に置いたといへば、これはもう本土政府で償ひ切ることではない痛手を沖縄の人たちに与えてゐるのだ。そのことについては私はもうしみじみと感じております。これらの人の具体的例としてブラジルに行つてゐる人をおまへ呼び返して何かやれる道があるか、急に具体的なケースを言われますと、私もつきにはそのお答えをいたしかねますし、屋良朝小さんと私直接会つておりませんが、そのやうな人たちがいっぱいおられると思ひます。

私は沖縄の基地の現状をよく知つております。地図から見れば、なるほど全面的に軍用地として不可侵したいに見えますけれども、しかしそれは実際は使用していない荒蕪地であつたり、ときどきピストルの射撃に來るやうな場所がなおそのまゝ解放されなかつたり、こういうやうな嘉手納、北谷、読谷、その他の典型的なところを見ますと、私としてはしみじみ感ずることがあります。院における決議もございまして、総理もそれに対して積極的な努力を言つておられますから、私どもは私自身が外交折衝の当事者ではありませんけれども、やはり積極的なこの軍事基地の、少なくともわれわれから見れば沖縄県民のために活用されるべきであるといふところについて、私どもは沖縄県民のごもつともな、しかもやむを得ざる要求といふものに対して沿つていかなければならぬと思ひます。泡瀬のゴルフ場なんといふものは地図を見れば軍用地内にあります。しかし目で見れば、道路を隔てて基地と關係ないところにゴルフ場はある。その人たちはそこを追

ひ立てられて、そこからもう賃借料よりも高い賃借料を逆に出して隣村へ行つて生活を余儀なくされてゐる。まことに私は本土政府として申しわけがない、そういう気持ちがあるわけでありまして、したがつて、事、外交問題でありますから私がいかにやうに沖縄県民の立場に立つてみててもできないこともあるかもしれませんが、私は誠心誠意沖縄の人たちの戦争中から戦後の今日までの忍従にこたえる努力をしたいと思ひます。

○津川委員 長官のことばはいいですね、できるだけ償ひをする。そうすると土地を取られた人たちにとつて最大の償ひは何であるか。銃剣を突きつけられて取られて、がらくたのところを追ひ込まれて、ブラジルまで追われた人たち、その人たちに對してはほんとうのおわび、そういう形での施策といへば土地を取り返すことではありませんか。それが感情的にも倫理的にも人間同士のつき合ひとしても、それを抜きにしておわびするとか、全力を尽くすといふことは私はからことばだと思ふのですが、この点どうでございませうか。

○山中国務大臣 そのやうにお受け取りになるのは御自由でございませう。しかし、私は返還協定の当事者でもありませんし、したがつて返還協定の結ばれたことについては、これはまた私も閣僚として責任を負わなければなりません、担当大臣でございませうから。したがつて、いまの基本的な見方からすれば、沖縄県民の、ことに土地を銃剣や戦車やブルドーザーで取られた人たちにとつてがまんのできないところもあるうと私は思ひます。しかし、私は少なくとも自分自身の決意といふものを率直に申し上げてゐるのであります、何のために沖縄担当大臣として今日まで沖縄の人たちと——なるべく多くの人たちに接觸したいと思つて各地を回つて慰め合つてまいりました私として、受け取られ方は御自由であります、私に關する限り誠心誠意やらなければ、復讐をしたからそれで済んだといふ沖縄ではないのだといふことを私としては決意として申し上げておきます。

○津川委員 償ひということば、何はさておいても沖縄の県民が、あなたはどう解釈しようが、沖縄県民の圧倒的な要求は土地をもとどおりに戻すといふことです。これをひとつ念頭に置いて、忘れないやうに……。

その次は、あなたたちは基地のほとんどを米軍に提供した上で沖縄県民の生活を考える、それがあなたたちの立場です。県民は基地を返還してもらつてその上で生活と生業を考えていく。こういう点がはつきり対決してゐるわけですね。そのことは経済開発にも影響してゐるのです。たとえば一つの読谷といふ村の開発計画を見ますと、農家戸数が総戸数の六四％、三千三百九十九戸、村の総面積に占める軍用地の割合は六割から七割におる。ここで皆さんの計画で沖縄に對して百億円の貸し付け予定を組んだわけですが、沖縄の県民が実際に申し込んで借りるだらうと予想されるのは五十四億円。なぜかうなつたか。これは土地が取られてゐるために農業の計画が立たない。農業をやる上に土地といふものはこういうふうな圧倒的な形で比重を占めてゐる。皆さんは頭の中で空想で考へて、沖縄にいいことをしてやつて百億をやるといつてゐるが、これは空文なんです。現実これを受け入れる体制がない。これが土地の、基地の問題なんです。したがつて、開発のためには何をしておいても私はやはり土地の返還が第一条件だと思ふのです。

その上、問題は黙認耕作地。一千七百五十一万四千六百八十何坪という黙認耕作地がある。一年に一回か二回しかアメリカ力は使われない。この使われない土地をこれほど一千七百万坪も与えておくといふことは、こういうことが何を意味するかといふことです。

そこで重ねて言うが、やはり土地に對してもう一度私は交渉し直すべきだ。その返還をやり直させるための第一の、一番最初にやつて効果を生むものは、この使われない一千七百五十一万坪の返還だらうと思ふのです。いかがでございませうか。

○山中国務大臣 これは確かに基地として接取しておきながら、實際上基地機能維持のためには使われていない。かといってそれは手放さないで、耕作をしてよろしいというようなことをしておることは非常に矛盾しておると私も思います。思いますが、しかしいまこの黙認耕作地の部分だけ返すというようにすることにアメリカが応ずるかどうかにについては問題もありますし、しかし、今後本土政府のほうの方針としての基地の整理、縮小の手がかりということになるならば、当然黙認耕作地というものはその大きな一つの拠点になるであらうということとは私は同感であります。

○津川委員 もう一つ、黙認耕作地で問題になるのは、はいれないことではないのです。黙認耕作しているから、アメリカ軍は一年に一、二回使用しただけから、入っている。だが、こいつを基盤整備することはできない。投資することができない。手を加えることができないのです。したがって、行ってみたでしよう、黙認耕作地に。一番原始的な、一番やつてはいけない農業をやっているわけです。これが説谷でも嘉手納でも農業計画の中に入っている。この点をどう考えるか。ここを普通の農地にして基盤整備して生産性の強い土地にするとなんたは言っているが、基地をこんなふうにしておいて、黙認耕作地をこんな状況にして、これを農業の中に組み入れておいて、何でできるかということです。この黙認耕作地に対する農業政策を、あなたはちやうど農林大臣代理でもあるので……。

○山中国務大臣 これは提供施設の中に一応入っておりますから、今後の姿勢としては、あなたのとおっしゃることを私は無理だとは思いません。そういう状態がいまなお存在しているのが沖縄であるということ考えますので、すみやかに祖国の手に抱き取って、そうしていまおっしゃったようなことも、これは与野党共通の本土の人間が全部沖縄に対して持たなければならぬ心がまえでありますから、それに沿って努力をするつもりであります。

○齋藤委員長 次回は、来たる十七日金曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時十分散会